

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	一の法律案に対する複数の修正案をめぐる二つの問題
他言語論題 Title in other language	Two Issues about Two or More Amendments to a Bill in Consideration
著者 / 所属 Author(s)	塩田 智明 (SHIOTA Tomoaki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	858
刊行日 Issue Date	2022-6-20
ページ Pages	1-29
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	一の法律案に対し複数の修正案が提出される場合に、ある修正案を他の修正案に対する修正案とすることはできないか、また、当該複数の修正案をどのような順序で採決すべきかについて考察する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

一の法律案に対する複数の修正案をめぐる二つの問題

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 行政法務調査室主任 塩田 智明

目 次

はじめに

I 修正の本質に係る我が国の議院の法規及び先例並びに学説

- 1 修正は議案に対する動議である
- 2 修正は議案の全部又は一部を変更する
- 3 修正の本質をめぐる議論

II 修正案に対する修正案を提出することはできるか

- 1 問題の所在
- 2 主要国における再修正案の取扱い
- 3 小括

III 複数の修正案をどういう順序で採決すべきか

- 1 我が国における複数の修正案の採決順序
- 2 主要国における複数の修正案の採決順序の定め方
- 3 小括

おわりに

キーワード：修正案、再修正案、採決順序、共通部分、議事手続、先例、立法過程

要 旨

- ① 本稿では、一の法律案に対し複数の修正案が提出される場合に、ア) ある修正案を、当該法律案の文言ではなく、当該法律案に対する他の修正案の文言を変更するもの（修正案に対する修正案）とすることはできないか、及びイ) それら一の法律案に対する複数の修正案をどのような順序で採決すべきか、について考察を進める。
- ② 我が国では、修正を、審議中の議案に対しその全部又は一部の変更を求める動議であると解してきた。その場合、修正案が議案といえるか否かについては、戦前の衆議院事務局は積極的に解していた一方で、戦後は消極に解する論者の主張が見られる。いずれにせよ、①ア) に関し、我が国では修正案に対する修正案が提出された事例は確認できなかった。
- ③ 一方、目を主要国に転じると、修正の対象を広く動議にまで広げているイギリスのほか、アメリカ及びフランスでも修正案に対する修正案（再修正案）が認められており、その提出等に関し、議事規則の規定が整備され、又は先例が確立している。一方、ドイツの連邦議会においては、再修正案に関する議事規則の規定がなく、再修正案の提出の可否について学説上争いが見られる。
- ④ 次に、①イ) に関しては、我が国では、原案に最も遠いものから先に採決するとのルールを採用し、その認定は議長又は委員長判断に委ねられているものとされる。過去には複数の修正案中共通部分を取り出して別に採決する例もあったが、現在では少数会派の提出した修正案から先に採決する取扱いになっているとの説明も見受けられる。
- ⑤ この点、主要国の議事規則、先例等を調査すると、修正案の外形的形式や文面上の特徴の分類を基に細かく定めるイギリス及びアメリカと、我が国と同じく原案に遠いものから採決するというフランス及びドイツの2つに大きく分けられた。なお、再修正案を認めている国（イギリス、アメリカ及びフランス）では、いずれも再修正案を原修正案よりも先に採決するとのルールを確立している点で共通していた。
- ⑥ 我が国では、一の法律案に対する修正案は逐条的に区分されず、また、個別議員ではなく会派単位で修正案が提出されるが、近年、一の法律案に対する複数の修正案が可決される事例も見られ、今後の動向が注目される。

はじめに

第 204 回国会の令和 3 年 4 月 2 日、衆議院内閣委員会で審査中の「デジタル社会形成基本法案」(第 204 回国会閣法第 26 号)に対し、①自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党の共同提案による修正案、②自由民主党・無所属の会、公明党、日本維新の会・無所属の会の共同提案による修正案及び③立憲民主党・無所属提案による修正案が提出され、採決の結果、①及び②の修正案が可決され、同案は修正議決された⁽¹⁾。一の法律案に対する修正案が複数可決されることは、我が国の国会ではなかなか珍しいことである⁽²⁾。

本稿では、この事例を契機として、一の法律案に対する複数の修正案をめぐる問題を検討していきたい。具体的には、修正の本質に係る我が国の議院の法規⁽³⁾及び先例並びに学説を概観した後、主要国の事例を参照しつつ、修正案に対する修正案(再修正案⁽⁴⁾)に関する論点並びに複数の修正案の採決順序に関する論点を取り上げることとする⁽⁵⁾。

I 修正の本質に係る我が国の議院の法規及び先例並びに学説

1 修正は議案に対する動議である

(1) 国会法及び各議院規則並びに先例

国会法(昭和 22 年法律第 79 号)は、各議院の本会議における修正(以下「本会議修正」という。)について、次のように定める。

第五十七条 議案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、法律案に対する修正の動議で、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する⁽⁶⁾。

委員会における修正(以下「委員会修正」という。)については、国会法に「修正の動議」

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022(令和 4)年 3 月 25 日である。なお、一部に公開範囲が国立国会図書館内限定の URL が含まれている。

(1) 第 204 回国会衆議院内閣委員会議録第 14 号 令和 3 年 4 月 2 日 pp.3-6. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/120404889X01420210402>>

(2) 国会会議録検索システム <<https://kokkai.ndl.go.jp/>> で「修正案」及び「採決」という語がヒットする会議録を調べたところ、1955(昭和 30)年のいわゆる「55 年体制」の成立後、一の法律案に対する複数の修正案が可決されたのは、本文に挙げた事例のほかは、第 186 回国会の平成 26 年 4 月 23 日、衆議院法務委員会における政府提出の「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(第 185 回国会閣法第 23 号)に対する事例があるのみである。第 186 回国会衆議院法務委員会議録第 14 号 平成 26 年 4 月 23 日 p.20. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/118605206X01420140423>> ちなみに、55 年体制の成立前においては、そのような例は衆議院で 5 件ある。

(3) 本稿では、国会法並びに衆議院規則(昭和 22 年 6 月 28 日衆議院議決)及び参議院規則(昭和 22 年 6 月 28 日参議院議決)並びに旧議院法及び旧衆議院規則をいうものとする。

(4) 修正案に対する修正案を「再修正案」と呼んでいる例として、松本次雄『実際に役立つ会議の仕方 改訂増補版』オクムラ書店、1959, p.84. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2488827>> がある。

(5) 予算案に対する修正案は、本稿の主題ではない。また、内閣提出法律案を内閣が修正すること(いわゆる「内閣修正」。国会法第 59 条)は本稿で扱う「修正」には含まれないものとする。

(6) 規定中のアンダーラインは、筆者が付したものである。

との明文はなく、各議院の規則にはただ「修正案」と記載されるのみであるが、先例にははっきりと「修正の動議」と記載されてある⁽⁷⁾。また「修正案」とは、本会議修正にあっては各議院規則に「修正の動議は、その案を具（そな）え…（中略）…提出しなければならない。」と規定されている⁽⁸⁾こと、委員会修正にあっては「議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならない。」と規定されている⁽⁹⁾ことから、修正の動議に具備される案であると定義することができる。

以上から、現行の議院の法規及び先例上、修正とは、議案に対する動議であるといえる。

(2) 沿革

(1) で述べた議院の法規における修正についてのルールは、帝国議会時代とほぼ同じである。例えば、国会法附則第2項の規定により廃止された旧議院法（明治22年法律第2号）は、本会議修正について次のように定める。

第二十九条 凡（すべ）テ議案ヲ発議シ及（および）議院ノ会議ニ於テ議案ニ対シ修正ノ動議ヲ発スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ（あらざれば）議題ト為スコトヲ得ス（なすことをえず）⁽¹⁰⁾。

この規定は、議員発議の①議案⁽¹¹⁾と②修正の動議について、それらが本会議での議題となる要件を定めている。また、帝国議会時代の旧衆議院規則（明治23年12月1日衆議院議決）第118条では「議案ニ対スル修正ノ動議ハ其ノ案ヲ具ヘ議長ニ提出スヘシ」と規定されており⁽¹²⁾、この点も現在と同様である。なお、委員会修正に関しても、先例は「修正ノ動議ハ其ノ案ヲ具シテ提出スルヲ例トス」としている⁽¹³⁾。

2 修正は議案の全部又は一部を変更する

(1) 先例

一方、修正の動議がなし得ること、すなわち修正の範囲については、帝国議会時代から現在に至るまで、議院の法規上明らかではない。この点につき、昭和17年4月の帝国議会衆議院事務局（以下単に「帝国議会衆議院事務局」という。）は「修正ヲ認メラレル範囲ニ付テハ一定ノ標準ガナイカラ實際ニ於テモ頗ル（すこぶる）広汎ニ互ツテキル（わたっている）。」として、①議案の字句内容の変更、②議案を分割すること（例：市町村制改正案を市制改正案と町

(7) 「修正の動議は、討論に入るまでに提出する。」衆議院事務局『衆議院委員会先例集 平成29年版』2017, p.106. 「修正案をあらかじめ委員長に提出した委員は、質疑終局後討論に入る前に、修正の動議を提出し、修正案の趣旨説明を行うのを例とするが、質疑終局前に、又は討論に入った後、修正の動議を提出し、修正案の趣旨説明を行った例がある。」参議院事務局『参議院委員会先例録 平成25年版』2013, p.143.

(8) 衆議院規則第143条第1項本文; 参議院規則第125条第1項。

(9) 衆議院規則第47条第1項; 参議院規則第46条第1項。

(10) 国立公文書館デジタルアーカイブ <<https://www.digital.archives.go.jp/img/142328>> 参照。規定中のアンダーラインは、筆者が付したものである。

(11) 「議案の発議」とは各院の議員がその院に議案を提出することをいう旨の解釈を示すものとして、有松昇「議院法逐條系解（十一）」『警察研究』8巻1号, 1937.1, p.83. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2244795>> がある。

(12) 『官報』号外 明治23年12月3日 p.5. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2945483>> 参照。この規定は、大正14年3月24日衆議院議決によって全部改正された衆議院規則で同文のまま第122条に移動した。

(13) 衆議院事務局編『衆議院委員会先例彙纂 昭和17年12月改訂』昭和17(1942), p.125. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1461008>>

村制改正案に分けるケース⁽¹⁴⁾、③議案の併合（例：政府案と議員案とを合わせて一案とするケース⁽¹⁵⁾）、④議案の事項を拡張又は縮小すること（例：東京都に関して規定しようとしたものに大阪市をも加えるケース）、⑤議案の種別又は性質を変更すること（例：上奏案を建議案とし、又は廃止法律案を改正法律案とするケース⁽¹⁶⁾）及び⑥議案の表題のみを変更すること（例：「輸出生糸販売統制法」を「輸出生糸取引法」と改めるケース）の6項目を列挙し、「之等（これら）ハ総テ修正ノ範囲ニ属スル。」としていた⁽¹⁷⁾。

現在でも、衆議院の先例では上記①から⑥まで（②を除く。）を踏襲する形で、「議案修正の範囲は広範であって、字句を修正し、又は議案の内容を変更するのはもとより、議案を併合し又は題名を変更するのはすべて修正の範囲内である。」とする⁽¹⁸⁾。

(2) 修正の立法技術

ところで、法律案に対する修正である限り、(1)で述べられている事項（②を除く⁽¹⁹⁾。）は、立法技術としては、ア)全部修正又はイ)一部修正で実現することができる。

(i) 全部修正

これは、修正題名（「〇〇法律案に対する修正案」）の次に「〇〇法律案の全部を次のように修正する。」との柱書を置いて、以下修正後の法律案をその題名から全て書き下す方法である⁽²⁰⁾。(1)⑤の設例にあった「廃止法律案を改正法律案とする」こともこの方法で対応できるし、(1)③の併合修正も、修正題名が複数の件名を併記した上で「～に対する併合修正案」となり、柱書が置かれない点を除けば、全部修正と同様である⁽²¹⁾。

(14) 衆議院事務局編『衆議院先例彙纂 昭和17年12月改訂 上巻』昭和17(1942), p.358.「市制及町村制」は、明治21年法律第1号として公布された（『官報』1443号 明治21年4月25日 <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2944680/1>>）が、それはまず市制の条文が掲げられ、それが終わると一本の縦線が引かれ、その後に町村制の条文が始まるという、1つの法律番号を2件の法律が分有している形式であった。明治34年3月、衆議院の委員会において審査中の「市制町村制改正法律案」について、その提出者から、市制と町村制は一号の法律として公布されたので改正法案も一の法律案としたが、体裁上分離するのが適当と思うので、市制改正法案と町村制改正法案の2案にしたいとの修正発言がなされ、委員会ではそのとおりに決した（第15回帝国議会衆議院府県制中改正法律案外六件委員会会議録第2回 明治34年3月15日 pp.1-2.（多田作兵衛君）<<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/minutes/api/emp/v1/detailPDF/img/001513048X00219010315>>）。この委員会修正案が翌日の衆議院本会議で可決された（第15回帝国議会衆議院議事速記録第13号 明治34年3月16日 p.196. <<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/minutes/api/emp/v1/detailPDF/img/001513242X01319010316>>）が、貴族院で成立に至らなかった（第15回帝国議会貴族院議事速記録第17号 明治34年3月23日 pp.290-291）。なお、明治44年になって、「市制改正法律」及び「町村制改正法律」（いずれも今でいう全部改正法）が公布され、市制（明治44年法律第68号）及び町村制（同第69号）となった（『官報』8334号 明治44年4月7日 <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2951690/1>>）。

(15) 衆議院事務局編 同上, p.359.

(16) 同上, p.363.

(17) 昭和17年4月帝国議会衆議院事務局編『議事解説』信山社, 2011, pp.178-179.

(18) 衆議院事務局 前掲注(7), p.108.

(19) 議案の分割修正については、衆議院事務局編 前掲注(14)に挙げた事例のほか、明治42年3月、衆議院の委員会において審査中の「内地及台湾司法共通ニ関スル法律案」をその内容に応じて2件の法律案に分割した事例がある（第25回帝国議会衆議院内地及台湾司法共通ニ関スル法律案委員会会議録第5回 明治42年3月12日 p.27. <<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/minutes/api/emp/v1/detailPDF/img/002512809X00519090312>>）。しかし、このケースでも、委員長から「原案ノ第二条ニ付テノ修正案ハ之ヲ独立ナモノニシテ其以外ヲ又別ナ法律ニ拵ヘル（こしらえる）、ツマリ之ヲ修正案ヲニツ法律ニ作り変ヘル」という修正発言があり、委員会ではそのとおりに決したもので、「分割修正案」という案を具備した修正の動議だったわけではない。

(20) 委員会に提出された全部修正案で可決されたものの例として、第180回国会衆議院法務委員会会議録第5号 平成24年6月1日 p.8.「裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案」<<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/118005206X00520120601>>がある。

(21) 議案の併合修正に関しては、国会法の下においても初期には、ア)修正案を具することなく動議のみで済ませ

(ii) 一部修正

これは、修正題名（「〇〇法律案に対する修正案」）の次に「〇〇法律案の一部を次のように修正する。」との柱書を置いて、以下修正の対象となる法律案（以下「原案」という。）の修正箇所を特定し、ア）その字句又は規定を削り、イ）その字句の下又はその規定の次に新たな字句又は規定を加え、ウ）その字句又は規定を別の字句又は規定に改め、エ）条、項、号等を移動することを基本とした操作を行う方法である⁽²²⁾。(1)④及び⑥の事項は、この方法で対応できる⁽²³⁾。

3 修正の本質をめぐる議論

以上述べてきたことから、我が国の議院の法規及び先例によれば、修正とは、①議案に対し、②その全部又は一部を変更することを求める動議であって、③案（修正案）を具備したものだといえそうである。ここで、修正のイメージをより明らかにするために、ア）議案と動議との違い及びイ）修正案は議案に当たるかについて見てみることにしよう。

(1) 議案と動議の区別

(i) 旧議院法下の議論

旧議院法上の「議案」の意義は、議事手続を論じるに当たって避けて通ることのできない古典的テーマであった⁽²⁴⁾という。当時の学説には、ア）両院の議決を要するものが「議案」であるとする狭義説⁽²⁵⁾と、イ）会議の目的物であって決議の内容を成すものを「議案」とする広義説⁽²⁶⁾がある中、帝国議会衆議院事務局は、ア）について一院の議決で足りる貴族院令の改正案も議案とされていること、イ）についてもこの定義では動議との区別がなくなることから、「議院ニ於ケル議決事項ニシテ案ヲ具フヘキモノ」が議案であるとの考えを示した⁽²⁷⁾。

次いで、帝国議会衆議院事務局は、本会議における議事日程変更の動議、延会の動議その他「普通提出サレル」⁽²⁸⁾動議を「案ヲ具ヘル必要ノナイモノデ議題トナルモノ」と整理する⁽²⁹⁾一方で、修正の動議については案を具する必要があるものとして前者と別扱いしている⁽³⁰⁾。

(ii) 国会法下の議論

国会法上の「議案」の意義については、初期には、ア）帝国議会衆議院事務局の考えを受け

た例（第13回国会衆議院労働委員会議録第10号 昭和27年3月28日 p.2. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/101305289X01019520328>>）、イ）小委員会報告書に併合修正後の法律案を記載した例（第15回国会衆議院農林委員会議録第15号 昭和27年12月24日 pp.5-6. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/101504988X01519521224>>）などが見られた。本文に示した形式で委員会に提出された併合修正案の例として、第166回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第4号（その1）平成19年3月29日 pp.20-36. <<https://kokkai.ndl.go.jp/pdf/116604968X00420070329>> がある。

22) 一部修正の例として、第204回国会衆議院内閣委員会議録第14号 前掲注(1), pp.32-35.

23) (1)①の事項も通常は一部修正で対応できるが、変更の規模が大きくなり、題名を含めて作り変えるということになると、全部修正ということになろう。第180回国会衆議院法務委員会議録第5号 前掲注(20)に掲げた事例を参照のこと。

24) 原田一明「解題」昭和17年4月帝国議会衆議院事務局編 前掲注(17), p.xiii.

25) 田口弼一『委員会制度の研究』岩波書店, 昭和14(1939), pp.337-339. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1875995>>

26) 清水澄『国法学 第1編（憲法篇）』清水書店, 大正8(1919), p.1066. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/930901>>

27) 昭和17年4月帝国議会衆議院事務局編 前掲注(17), p.103.

28) 同上, p.183.

29) 同上

30) 同上, p.178.

継ぐ形で「通常案を具えているもので、議院の議決を要するもの」とする考え方⁽³¹⁾や、イ)「議院の議決を経るために、議院に対して議員・内閣・他の議院・委員会によって提議される原案」とする考え方⁽³²⁾が提示された。その後、日本国憲法下で国会が国権の最高機関であり唯一の立法機関であると位置付けられたこと、また、国会法がいわゆる委員会中心主義を採っていることから、「結局、「議案」か否かということは、その案件が国会ないし議院の活動の対象となるもののうちでも、国政上重要な意味を持ち、委員会の専門的な審査を仰いで結論を出さなければ国会ないし議院の責務を全うしたとはいえないかどうかという観点から判定されるべきもの」との考え方が現れた⁽³³⁾。ただ、どの考え方も、議案について一般的な基準を厳密に定めることはせず、個々の案件について検討して国会ないし議院において定められるべきとの前提に立っていると考えられる⁽³⁴⁾。

一方、動議についても様々な考え方が示されているが、例えば「議員又は委員の提議に係り、通常案を具えることを必要としないもので、議題として会議又は委員会の議決の対象となるもの」⁽³⁵⁾とするものがある。

(2) 修正案は議案といえるか

(i) 議院法下の議論

帝国議会衆議院事務局は、当時の衆議院規則上、修正の動議と修正案、上奏建議の動議と上奏案、建議案等動議と案とは区別して用いられているとして、「従来カラ衆議院ノ取扱上ハ政府貴族院提出ノ法律案ヲ初メ予算案デモ議員發議ノ法律案、建議案、上奏案、決議案及修正案等ハ総テ議案トシテキル⁽³⁶⁾」とした。

なお、案を具備する必要のない動議について、帝国議会衆議院事務局は、このような動議は通常口頭をもってされ、書面が提出されても案として議員に印刷配付することはないため、議案と異なり修正の余地はない⁽³⁷⁾、としている。

(ii) 国会法下の議論

これに対し、国会法の下においては、学説上、修正案は議案でないとする見解が述べられるようになる。すなわち、(1)(ii)イ)の立場に立つ者から、本会議修正について、「これはすでに委員会の審査を経た原案たる法律案と同時に本会議において審議されるものであるから、議案としては取り扱われない。」⁽³⁸⁾との指摘がなされた。この者はさらに、同じく本会議修正について「修正案はさきに述べたとおり、委員会の審査に付されることなく、原案たる議案を離れて独立の存在をもたず、これと同時に審議されるために、修正案の提議は修正の動議とされるのであろう。」⁽³⁹⁾と述べている。

(31) 鈴木隆夫『国会運営の理論』聯合出版社、1953、p.77. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2988534>>; 大池真『新国会解説』時事通信社、1947、p.73. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1157042>>

(32) 黒田覚『国会法』(法律学全集 5)有斐閣、1958、p.145.

(33) 国会法規研究会「国会にかんする法規 33 国会の活動 (2)」『時の法令』1539号、1997.2.15、p.75.

(34) 同上、p.73.

(35) 鈴木 前掲注(31)、p.193.

(36) 昭和17年4月帝国議会衆議院事務局編 前掲注(17)、p.100. なお、アンダーラインは筆者が付したものである。

(37) 同上、p.184.

(38) 黒田 前掲注(32)、p.145.

(39) 同上、p.146. なお、アンダーラインは筆者が付したものである。

なお、議案の独立性に関しては、次のような説明が見受けられる⁽⁴⁰⁾。

- ア) 素朴な会議体の議事は、その構成員からの提議とこれに関する討議、賛否表明によって進められていた。この提議が、動議の本来の意義である。
- イ) やがて、会議体の意思決定を必要とする内容の複雑化、会議体の運営の進化等によって、その会議体の意思決定を求めてなされる提議が、一定の要式と厳格な手続を必要とするようになった。また、単に会議体の構成員だけでなく、会議体の外部の者からも、その会議の意思決定を求めて提議が行われるようになった。
- ウ) このようにして、やがて、本来の動議から離れて、会議体における独立した議決対象となったのが、議案である。

このように議案の独立性を重視する立場からは、本会議修正だけでなく、委員会修正でも、修正案は「原案に附随して議題となり、原案の採決に附随して採決されなければそれ自身独立しては意味をなさぬもの」である⁽⁴¹⁾。したがって、修正案は議案ではないということになる。

(3) 小括

以上のように、我が国の議事手続上では議案と動議の区別があり、帝国議会時代から、修正は法律案その他の議案に対する動議であると整理されてきたことが分かった。また、修正の動議は修正案を具備しなければならないとする長い伝統がある一方で、戦後は議案の独立性が強調されたことから修正案は議案でないとの見解が出ていることも判明した。

そこで以下本稿では、このような修正の本質又は修正案の位置付けについて、主要国ではどのような考え方をしているか、一の法律案に対して複数の修正案を「提出」するケースを念頭に置きながら比較検討を試みることにしたい。

II 修正案に対する修正案を提出することはできるか

1 問題の所在

(1) 原案と複数の修正案の関係

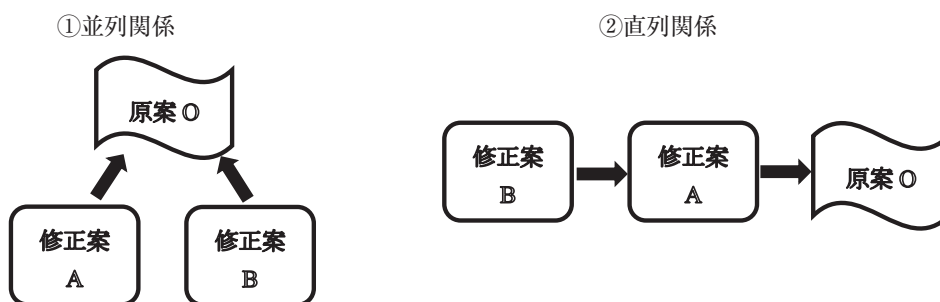
ある1件の法律案を原案Oとし、これに係る修正案A及びBがあるとする。このとき、図1①のようにOに対してA及びBが並列するのではなく、図1②のように直列になる関係は考えられないか、というのが本章における問題である。すなわち、Oに対する修正案Aが提出され、さらにAに対する修正案Bが提出されたとして、Bが可決されればAが修正され、次に修正部分を除くAが可決されればOが修正され、さらに修正部分を除くOが可決されれば、A及びBが溶け込んだ形でOが修正議決されるというケースが考えられないかということである。

図1②におけるBが再修正案であり、この場合のAを以下「原修正案」と呼ぶこととする。

(40) 鈴木 前掲注(31), p.194. なお、松澤浩一『議会議法』(現代行政法学全集 11) ぎょうせい, 1987, pp.470-471にも同様の記述が見られる。

(41) 鈴木 同上, p.207.

図1 原案と複数の修正案の関係



(出典) 筆者作成。

(2) 議事録に残った再修正に向けての発言

本会議又は委員会において再修正の動議が案を具備して提出された明確な事例は、旧議院法下の先例に採録されておらず、また、国会会議録の検索結果でも確認することはできなかった。しかし、初期の国会において、再修正案の内容を説明している発言が1件存在する。

第1回国会の昭和22年12月8日、内閣提出の消防組織法案を審査中の衆議院治安及び地方制度委員会において、当該法案の討論に入り⁽⁴²⁾、各派共同提案に係る修正案が出されたところ、日本自由党所属（当時）の小暮藤三郎委員⁽⁴³⁾から次のような発言があった⁽⁴⁴⁾。

ただいまの各派共同の修正案に〔ママ〕非常に結構だと思っておりますが、さらに私は第五条の第一項の次に左の二項を加える。「国家消防庁に消防大学〔ママ〕を設置する。」

「消防大学校〔ママ〕は消防に必要な高等の学問、技術の専攻、及び訓練を行う。」

それから附則の三十一条の中に「準用する」とありますが、その「準用」の次に「市町村の消防職員が、国家消防庁の職員または〔ママ〕都道府県の消防訓練機関の職員になった場合には、その市町村消防職員としての在職年は、これを公務員としての在職年に通算する。」

この希望を付してただいまの修正案に賛成する次第であります。

委員会議録を見ると、この発言に続いて民主党の中島茂喜理事⁽⁴⁵⁾から各派共同提案に係る修正案と修正部分を除く原案に賛成する旨の発言があり、これを受けて委員長が「ただいまの中島君の御意見は、…（中略）…共同提案の修正案並びに原案に全部賛成であります。御異議ありませんか。」⁽⁴⁶⁾と異議なし採決を行った。いわば小暮委員の発言は無視されたように見える。

小暮委員の再修正案が議題とならなかったのは、会議録を見る限り、ア) 同委員の発言が「希望」にとどまり「動議」と受け取られなかったこと⁽⁴⁷⁾や、イ) 既に同委員が所属する会派を

(42) 鈴木は、「修正の動議は、原案が議題となつた後にはいつでも提出することができるが、討論が終局すれば直ちに採決する外はないから、討論終局前に提出しなければならない。」(同上, p.208)とする。なお、現在の先例については、前掲注(7)を参照のこと。

(43) 衆議院・参議院編『議会制度百年史—衆議院議員名鑑—』1990, p.239. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9673686>>; 同編『議会制度百年史—院内会派編—衆議院の部—』1990, p.552. <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9673682>>

(44) 第1回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第47号 昭和22年12月8日 p.330. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/100104398X04719471208>>

(45) 衆議院・参議院編『議会制度百年史—衆議院議員名鑑—』前掲注(43), p.443; 同編『議会制度百年史—院内会派編—衆議院の部—』前掲注(43), p.551.

(46) 第1回国会衆議院治安及び地方制度委員会議録第47号 前掲注(44), p.330.

(47) 他方、各派共同提案に係る修正案の説明をした委員（門司亮理事）も「原案に多少修正を加えたいと思う」と

含む各派が共同提出した修正案が出ている中、委員個人の再修正案は取り上げない方向で委員長及び理事が一致していたこと⁽⁴⁸⁾などが考えられる。それ以上に、議院の法規及び先例上再修正案の可否について検討したか否かは、委員会議録からはうかがえなかった。

以下では、この問題について主要国ではどのように考えているかを概観することとする。

2 主要国における再修正案の取扱い

(1) イギリス

(i) 修正の概念

(a) 広義の「修正」—修正は動議に対する従属動議である—

我が国と同じく、イギリスでも、修正は動議（議院の議決を引き出す目的をもってなされる提案⁽⁴⁹⁾）と考えられている。動議には①主動議（Substantive Motion）と②従属動議（Subsidiary Motion）の2種があり⁽⁵⁰⁾、修正の動議は②に入る。すなわち修正とは、審議中に別の動議に対して提案される従属動議で、主たる動議及び議題（the main motion and question）の提案と決定の間に新たな討論及び決定のサイクルを介在させるものである⁽⁵¹⁾。この意味での修正を、広義の修正（必要に応じ、以下「修正（広義）」と表記する。）ということとする。

修正の動議に関し、イギリスが我が国と異なる点は、その対象が議案にとどまらず、広く動議に対してなされる点である。実際、「理由付修正（reasoned amendment）」は、法律案の審議⁽⁵²⁾における「この法律案を直ちに第二読会（第三読会）に付するの件を議題といたします。」という議長の議題宣告中下線部分を削除して⁽⁵³⁾、例えば「～の理由からこの法律案の第二読会（第三読会）への付議を取りやめるの件を議題といたします。」などと下線部分を挿入するものである⁽⁵⁴⁾。もし、この理由付修正が可決されれば、以後その対象である法律案の審議はストッ

述べただけであり、議事録上では小暮委員の発言と大差ないように見える。同上, p.329.

(48) 前注の事情もあってか、坂東幸太郎委員長（当時）は「なお門司君にお尋ねいたしますが、今のは各派共同提案でありますか。」と確認を求めている。これに対し、門司理事は「ただいまの修正意見は、各派共同提案として提案する次第であります。」と発言した。同上, p.330.

(49) David Natzler et al., eds., *Erskine May's Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, Twenty-fifth edition, 2019, para.20.2. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/4736/substantive-and-subsidiary-motions/>>

(50) 鈴木は①を主動議、②を附随的動議と呼び（鈴木 前掲注(31), pp.194-195）、松澤は①を独立動議、②を附随動議と呼んでいる（松澤 前掲注(40), p.471）。「議会手続のバイブル」と呼ばれているアースキン・メイ先例集（“Erskine May's Treatise on the Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament.” イギリス議会ウェブサイト <<https://erskinemay.parliament.uk/>>）によると、①は議院の休会を求める動議のようにそれ自体で会議の議題となる動議をいい、②はア）ある法案の第二読会を求める動議のように議事日程に依存する附随的動議（ancillary motions）、イ）審議の延期を求める動議のように議題を覆滅させる目的でなされる動議（motions made for the purpose of superseding questions）及びウ）修正の動議のように他の動議に依存する動議をいうものとされる。ibid., paras.20.2, 18.33. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/4672/substantive-motions-for-the-adjourment/>>

(51) Natzler et al., eds., *ibid.*, para.20.29. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/4767/amendments-to-motions/>>

(52) イギリス議会における法律案の審議過程については、濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1056, 2019.5.28, pp.9-10. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1>

(53) すなわち、議長の議題宣告を動議と捉えていることになる。この点につき、20世紀初めにスイス・ベルンで私講師（教授資格はあるが大学に正式なポストのない講師）をしていたアドルフ・テクレンブルク（Adolf Tecklenburg）は、「議長がお告げのように述べる“the question is, that…（～を議題といたします）”という決まり文句で始まる主動議の文言を、“that”までを残してあとの全部は修正案で削除できるというのであれば、まさにそれはイギリスの修正に関する形式主義（Amendierungsformalismus）の特徴を示す状況といえる。」と評している。Adolf Tecklenburg, “Die parlamentarische Beschlussfassung,” *Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart*, Band VIII, Tübingen: J.C.B.Mohr, 1914, p.76.

(54) Natzler et al., eds., *op. cit.*(49), para.28.46. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/5274/reasoned-amendments-to-question-for-second-or-third-reading/>> なお、理由付修正は、第二読会又は第三読会において提出することができる。

プすることになる⁽⁵⁵⁾。

(b) 狭義の「修正」—修正は字句を削り、入れ替え、及び加えるという操作から成る—

一方、イギリス議会ホームページで公開されている下院議員向け「手続ガイド」によれば、修正とは、法律案の文言 (the text of a bill) の変更を提案することによってその意味を変えることであって、①字句を削り (leave out words)⁽⁵⁶⁾、②字句を他の字句に入れ替え (replace words with other words [leave out… and insert…])⁽⁵⁷⁾、又は③字句を加える (add words) という3つのうちの1つで行われるべきだとしている⁽⁵⁸⁾。すなわち、1件の修正案は①～③のうちの1つの内容のみから成る。この意味での修正を、狭義の修正 (必要に応じ、以下「修正 (狭義)」と表記する。) ということとする。

それでは、新たな条を加えたい場合はどうするか。それは、修正 (狭義) とは別の「新条追加 (New Clause)」という修正 (広義) のカテゴリーとなる⁽⁵⁹⁾。我が国では、この新条追加に相当するものとして、例えば「第〇条の次に次の一条を加える。」という形式があるが、それは上記①～③の形式と適宜組み合わせられて1件の修正案になる。しかし、イギリスでは、ア) 修正 (狭義) を含む原案の逐条審議と、イ) 新条追加に係る審議を分け、イ) では新条の趣旨 (principle) や当該新条に係る修正 (狭義) について審議を行うものとされている⁽⁶⁰⁾。

(ii) 下院における再修正案

(i)(a) で述べたように、修正 (広義) の対象を動議にまで広げて考えるイギリスでは、再修正案も当然に認められる⁽⁶¹⁾。実際、議会の公式議事録であるハンサード (Hansard) を “amendment(s) to amendment” という語で検索してみると、① 1968年5月22日の下院本会議で

ただし、これが可決されるのは極めてまれであるという。“What happens in the Chamber at second reading,” UK Parliament, *MPs’ Guide to Procedure*, 2021. <<https://guidetoprocedure.parliament.uk/articles/uUGNLmVo/what-happens-in-the-chamber-at-second-reading>>

⁽⁵⁵⁾ Natzler et al., eds., *ibid.*, para.28.47. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/5275/effect-of-carrying-a-reasoned-amendment/>>

⁽⁵⁶⁾ 我が国に置き換えれば、「第〇条中「●●」を削る。」という形式に相当する。ただし、実際の修正案を眺めると、「字句 (words)」の範囲は相当広く、原則として、「第〇条〔第〇条第〇項、第〇条第〇号〕を削る。」などに相当する条 (clause)、項 (subsection) 又は号 (paragraph) を削る修正 (狭義) も含まれる。

⁽⁵⁷⁾ 我が国に置き換えれば、「第〇条中「●●」を「▼▼」に改める。」という形式及び「第〇条第〇項 (第〇号) を次のように改める。」(項又は号の全部を改める場合) という形式に相当する。しかし、条の全部を改めるとなると、条を削る修正 (狭義) 及び新条追加という別々の方法を採用しなければならない。

⁽⁵⁸⁾ “Amendments,” UK Parliament, *op.cit.*⁽⁵⁴⁾ <<https://guidetoprocedure.parliament.uk/collections/h0idqNI2/amendments>> なお、法律案中の条を削る修正 (狭義) についての下院の取扱いは少し複雑で、原則、委員会 (committee stage) では認められないが、本会議 (report stage) では認められる。Natzler et al., eds., *op.cit.*⁽⁴⁹⁾, para.28.105.(6) <<https://erskinemay.parliament.uk/section/5337/inadmissible-amendments/>>; *ibid.*, para.28.130. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/5365/consideration-of-bills-on-report/>>

⁽⁵⁹⁾ “New clauses and new schedules,” UK Parliament, *ibid.* <<https://guidetoprocedure.parliament.uk/articles/hJl4pzk3/new-clauses-and-new-schedules>> なお、委員会における新条追加に係る修正の動議は、追加されるべき新条の場所を特定しない形で行われ、それが可決された場合でも、原案のどこに追加されるかは一義的に決まらない。委員会報告が行われる本会議 (report stage) までに法律案の担当議員 (the Member in charge of the bill) と公法案事務室 (Public Bill Office) との間で位置決めして、他の修正と溶け込ませた法律案を再印刷するものとされている。Natzler et al., eds., *ibid.*, para.28.115. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/5347/new-clauses>>

⁽⁶⁰⁾ Natzler et al., eds., *ibid.*

⁽⁶¹⁾ アースキン・メイ先例集には、次のような記事がある。「ある修正案が提出時の形で本会議の議決が行われる前に、それに対する修正案を提出してよい。この場合、最初の修正案に関する件が1つの議題としてまず宣告され、それからその修正案に対する修正案がもう1つの議題とされ、この時点で最初の修正案に関する件は一時脇に置かれる (temporarily laid aside)。そうでなければ、直ちに審議しなければならない3つの事柄があることになる。すなわち、原案、議題宣告された修正案及びその修正案に対する修正案だ。… (後略)」 *ibid.*, para.20.43. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/4782/amendments-to-proposed-amendments/>>

都市田園計画法案を審議中、国務大臣（住宅及び地方政府大臣）たる議員が、政府修正案（Government Amendment）とこれに対する4件の再修正案の審議を進めるよう動議を提出し、議長がこれを取り上げそのとおり議題宣告した例⁽⁶²⁾と、②1969年5月9日の下院本会議でポニー種に関する法律案を審議中、議長が、動議に係る議員提出の修正案及びこれに対する3件の再修正案並びに他の2件の修正案に関する件を議題宣告した例⁽⁶³⁾が見つかった。

（iii）上院における再修正案

イギリス上院は、歴史的経緯から、下院の優越が認められる歳入歳出法案（Bill of Aids and Supplies）に対して修正を行うことはできない⁽⁶⁴⁾。また、下院が可決したマニフェスト関連法案についても、いわゆる「ソールズベリー慣行（Salisbury Convention）」により、上院はそれを否決したり、換骨奪胎するような「破壊的な修正（wrecking amendments）」を行ったりしないこととしてきた⁽⁶⁵⁾。

ただ、修正の概念について下院と異なるところはなく、再修正案も認められる。①再修正案は、原修正案を議題とすべしとの動議があり、それが可決された後に取り上げられ、②全ての再修正案が処理された後に、原修正案又は再修正された原修正案が議決される取扱いとなっている⁽⁶⁶⁾。

（2）アメリカ

（i）修正の概念

（a）修正は法律案、決議案又は他の修正案の文言の変更を求める動議である

アメリカ連邦議会における修正の概念については、概略次のように説明されている⁽⁶⁷⁾。

- ① 修正とは、ある法律案、決議案又は他の修正案の文言の変更の提案であって、法案審議の際に議員が出すことのできる幾つかの動議のうちの1つである。
- ② 修正案は、2段階まで（in two degrees）出せ、4つある形式の1つを採用することができる。
- ③ いろいろな段階や形式の修正案をいつ、どこで出せるかは、上下各院において用いられる修正木図（amendment tree diagrams）で図解される。しかし、ほとんどの場合、修正手続は下院又は上院で別々に到達した合意に基づいて組成（structured）されている。

以下では、上の②について概説した後、③に関し、上下各院の取扱いを眺めることとする。

（b）修正案の段階及び形式

修正案は、段階によってI度の修正案（first-degree amendment）とII度の修正案（second-degree

⁽⁶²⁾ HC Deb (1967-68) 765, cc.663, 676. <<https://api.parliament.uk/historic-hansard/commons/1968/may/22/clause-13>>

⁽⁶³⁾ HC Deb (1968-69) 783, cc.848, 884. <<https://api.parliament.uk/historic-hansard/commons/1969/may/09/restriction-on-export-of-ponies>> ここで議長は再修正案の内容を口頭で説明しているが、それによると、再修正案は原修正案の印刷物の行数を指定することで再修正箇所を特定し、字句を削り、入れ替え、又は加える操作を行っている。

⁽⁶⁴⁾ Natzler et al., eds., *op.cit.*(49), para.37.15. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/5861/restrictions-on-the-lords-right-to-amend-bills/>>

⁽⁶⁵⁾ 田中嘉彦「英国の貴族院改革—二院制の史的展開と上院改革の新動向—」『レファレンス』731号, 2011.12, p.52. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196933_po_073104.pdf?contentNo=1>; Robert Rogers et al., *How Parliament Works*, Eighth edition, London and New York: Routledge, 2019, pp.224-226.

⁽⁶⁶⁾ House of Lords, *Companion to the Standing Orders and Guide to the Proceedings of the House of Lords*, 25th edition, 2017, p.117 (8.67). <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/publications-records/house-of-lords-publications/rules-guides-for-business/companion-to-standing-orders/companion-to-standing-orders-2017.pdf>>

⁽⁶⁷⁾ Walter J. Oleszek et al., *Congressional Procedures and the Policy Process*, Eleventh edition, Washington D.C.: CQ Press, 2020, p.438.

amendment) に分けられる。I 度の修正案は原案たる法律案の文言を修正するもので、II 度の修正案とは I 度の修正案の文言を修正するものである⁽⁶⁸⁾。本稿で用いている原修正案及び再修正案という用語とほぼ対応するが、(ii)(b) で触れるように重大な相違点があり、全く同一の用法でないことに注意を要する。なお、III 度の修正案 (third-degree amendment) は認められない⁽⁶⁹⁾。

また、修正案には 4 つの形式があり、①字句を削り、②字句を他の字句に入れ替え、及び③字句を加え、並びに④修正対象の案文全部を書き換えるというものである⁽⁷⁰⁾。このうち、①から③を総称して「補完修正案 (a perfecting amendment)」と、④を「代替修正案 (a substitute amendment)」という⁽⁷¹⁾。さらに④の代替修正案は、ア) I 度の修正案に対するものと、イ) 原案たる法律案に対するものに分かれ、イ) は「代案類似の修正案 (an amendment in the nature of a substitute. 以下「ANS」という。)」⁽⁷²⁾と呼ばれる。

(ii) 下院における再修正案

(a) 委員会段階

(i) で述べたように、アメリカでは修正の概念の中に再修正案が組み込まれており、再修正案が提出され、それが審議されることはよく行われる。実際、委員会における法律案のマークアップ (markup. 逐条審査)⁽⁷³⁾では、①付託された原案に対してまず ANS が提出され、これを議題とした後に、②当該 ANS に対する再修正案の審議が行われ、③全ての再修正案が処理された後に、④当該 ANS (可決された再修正案がある場合には、それが溶け込んだもの) について採決が行われ、引き続き委員会報告に関する議決が行われる⁽⁷⁴⁾ことがままある。したがって、本会議に提出される委員会報告書は、しばしば ANS を受け入れるよう勧告するものとなる⁽⁷⁵⁾。

(b) 本会議段階—下院の修正木—

下院議事規則第 16 条第 6 項は、本会議における修正の動議について次のように定める⁽⁷⁶⁾。

修正可能な案件が審議に付されたときは、修正の動議及びその修正案を修正する動議が認められる。原修正案を代替する方法での更なる修正案 (a further amendment by way of substitute for the original motion to amend) も同様に認められ、それに対する修正案も出せるが、代替修正案は原修正案が補完される (perfected) まで採決に付してはならない。… (後略)

⁽⁶⁸⁾ Floyd M. Riddick and Alan S. Frumin, *Riddick's Senate Procedure: Precedents and Practices*, Washington: U.S. Printing Office, 1992, p.24. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GPO-RIDDICK-1992/pdf/GPO-RIDDICK-1992-7.pdf>>

⁽⁶⁹⁾ 第 3 代アメリカ合衆国大統領のトマス・ジェファースン (Thomas Jefferson) は、彼が上院議長 (合衆国副大統領) であったときに著した「議会慣例に関するジェファースン・マニュアル (Jefferson's Manual of Parliamentary Practice. 以下単に「ジェファースン・マニュアル」という。)」の中でその理由についてこう述べている。「それ [III 度の修正案] は過度の困惑を生むだろう。どこかで線を引く必要があり、慣習は修正案に対する修正案 [II 度の修正案] までとしてきた。」Jason A. Smith, *Constitution, Jefferson's Manual and Rules of the House of Representatives of the United States, One Hundred Seventeenth Congress*, Washington: U.S. Government Publishing Office, 2021, p.246. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/HMAN-117/pdf/HMAN-117.pdf>> なお、引用文中の [] 内は筆者補記。

⁽⁷⁰⁾ Oleszek et al., *op.cit.*(67), pp.223-224; Riddick and Frumin, *op.cit.*(68), p.24.

⁽⁷¹⁾ 要するに、補完修正案は修正対象の一部を修正し、代替修正案は修正対象の全部を修正するものである。

⁽⁷²⁾ Oleszek et al., *op.cit.*(67), p.224.

⁽⁷³⁾ アメリカ連邦議会における法律案の審議過程については、高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1045, 2019.3.7, pp.6-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11247815_po_1045.pdf?contentNo=1>

⁽⁷⁴⁾ 一例として、第 116 議会 (2019-2020) の 2019 年 5 月 8 日、下院教育労働委員会における「児童虐待の防止及び治療に関する法律の強化法案 (H.R.2480, Stronger Child Abuse Prevention and Treatment Act)」のマークアップ過程 (中継録画を含む。) <<https://edlabor.house.gov/hearings/hr-2480-stronger-child-abuse-prevention-and-treatment-act>> を参照のこと。

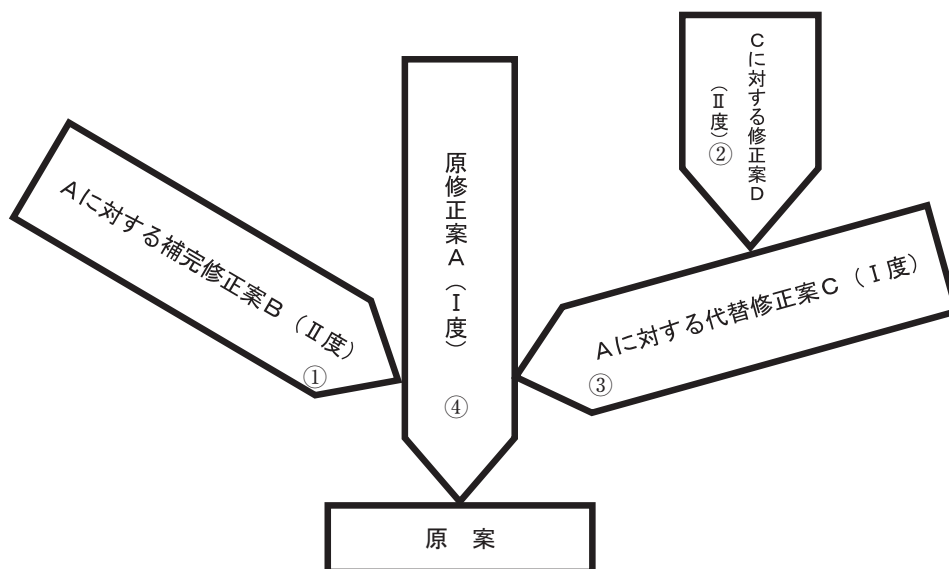
⁽⁷⁵⁾ Oleszek et al., *op.cit.*(67), p.438 (amendment in the nature of a substitute).

⁽⁷⁶⁾ Smith, *op.cit.*(69), pp.739-740.

やや分かりにくい表現だが、この規定は原案たる法律案に対して同時に4件の修正案を出すことを認めており、それらの関係を修正木図にして示すと図2のようになる⁽⁷⁷⁾。

ここで注意すべき点は、原修正案に対する代替修正案(図2のC)はI度の修正案とされ、これに対する再修正案DはIII度ではなく、II度の修正案であるという点⁽⁷⁸⁾及びDは代替修正案か補完修正案かを問わず、2件以上同時に提出することはできないという点である。

図2 下院の修正木図



(注) 丸数字は採決順序を示す。

(出典) Walter J. Oleszek et al., *Congressional Procedures and the Policy Process*, Eleventh edition, Washington D.C.: CQ Press, 2020, p.225, Figure 5.2 を基に筆者作成。

とはいえ、下院本会議において、こうした修正木図のとおり修正手続が定まることは少ない。党派間で異論のない法律案では①議事規則適用停止 (suspension of the rules) の動議⁽⁷⁹⁾が出されることが多く、逆に与野党対決型の法律案では②先決問題 (previous question) の動議⁽⁸⁰⁾が出されたり、又は③議院規則委員会 (Committee on Rule) による特別規則 (special rules)⁽⁸¹⁾が定められたりする。いずれも、修正案の提出を禁じ、又は制限するものであることが多い。

(iii) 上院における再修正案

(a) 委員会段階

上院の委員会におけるマークアップの中心である修正案の審議では、修正案に係る発言時間の制限がないことなどの手続上の差異を除けば、下院と同様に修正案を取り扱っている⁽⁸²⁾。

⁽⁷⁷⁾ Oleszek et al., *op.cit.*(67), p.225. なお、図2のA～Dは1件の修正案を示すものではなく、そのカテゴリーに属する修正案群を意味する。例えばBに属する修正案B₁が採決された後、同じくBに属する修正案B₂を提出することが可能である。議事規則はあくまで同時に係属する修正案の数の上限を定めているのであって、特別なルールが定められた場合を除き、提出可能な修正案の数を制限しているわけではない。

⁽⁷⁸⁾ 類似の例として、本会議における委員会提出のANSがある。特別規則により、それらは議員の修正案よりも優先審議され、それ自体が修正対象たる原案として扱われることが多い。 *ibid.*, pp.218-219.

⁽⁷⁹⁾ この動議が提出された場合の議事手続については、高澤 前掲注(73), p.8.

⁽⁸⁰⁾ この動議の効果については、松橋和夫「アメリカ連邦議会の歳出予算—2002年立法府歳出予算の構成と立法過程—」『レファレンス』614号, 2002.3, p.34脚注(51).

⁽⁸¹⁾ Oleszek et al., *op.cit.*(67), pp.165-173.

⁽⁸²⁾ *ibid.*, p.130 (Box 3.5).

(b) 本会議段階—上院の修正木—

一方で、上院本会議における修正案の取扱いは、他に類を見ないほど複雑で、独特である。その基礎には、修正案の形式を極めて精緻に分析、分類したリディック先例集 (Riddick's Senate Procedure) の次のような見解がある⁽⁸³⁾。

修正案は、上院に係属中のある案件の文言に変更を提案するものである。ほとんどの修正案は、次の2つの部分から成る。その案件のどの部分を修正するかに関する事務方への指示 (どの文言を削るか／どこに新文言を挿入するか)、そして (もし、あれば) その修正案が挿入を提案する新文言である。しかしながら、削除修正案は、どの文言を削るかを示す指示のみから成る。指示は断じて修正不可能であるが、削除対象となった文言及び挿入される文言は一般的に修正可能である。

リディック先例集は続けて、修正案の形式及びその提出の可否について、次のような原則を立てている⁽⁸⁴⁾。

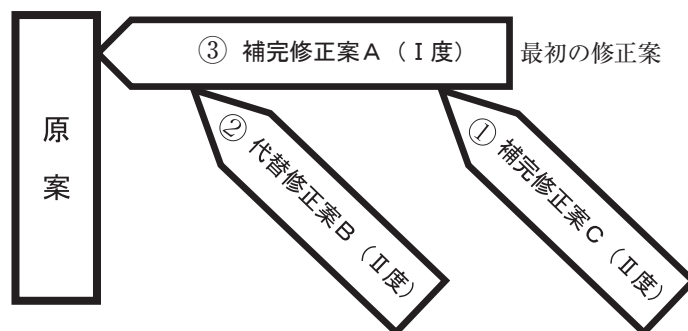
- ① 1 件の修正案は、審議中の原案の 1 箇所だけを修正するものであること。
- ② 代替修正案が議題となったとき、その修正対象と同じ文言について補完修正案を出すことはできるが、補完修正案が先に議題となったときは、その修正対象と同じ文言に係る代替修正案は認められない。
- ③ II 度の修正案は、それに係る I 度の修正案の範囲を超えることはできない。

その上で、リディック先例集は、原案に対する最初の修正案の形式に応じて、同時に出せる修正案の数を次の (α)、(β)、(γ) 及び (δ) の 4 つのパターンに分けて制限している⁽⁸⁵⁾。

(α) 最初の修正案が補完修正案 (削除修正案を除く。) の場合

この場合、最初の修正案が I 度の修正案となり、これに対する II 度の修正案として、代替修正案と補完修正案を (上記②のルールに沿って) 出すことができる。合計 3 件まで同時に議題とすることができる。修正木図は最も単純なもので、図 3 のとおりである⁽⁸⁶⁾。

図 3 最初の修正案が補完修正案 (削除修正案を除く。) の場合の修正木図



(注) A からアルファベット順に提出すれば全ての枝が埋まる。また、丸数字は採決順序を示す。

(出典) Floyd M. Riddick and Alan S. Frumin, *Riddick's Senate Procedure: Precedents and Practices*, Washington: U.S. Printing Office, 1992, p.74, CHART 1 を基に筆者作成。

⁸³ Riddick and Frumin, *op.cit.*(68), p.24. なお、かっこ書は原文のまま、引用文中のアンダーラインは筆者が付したものである。

⁸⁴ *ibid.*, p.25.

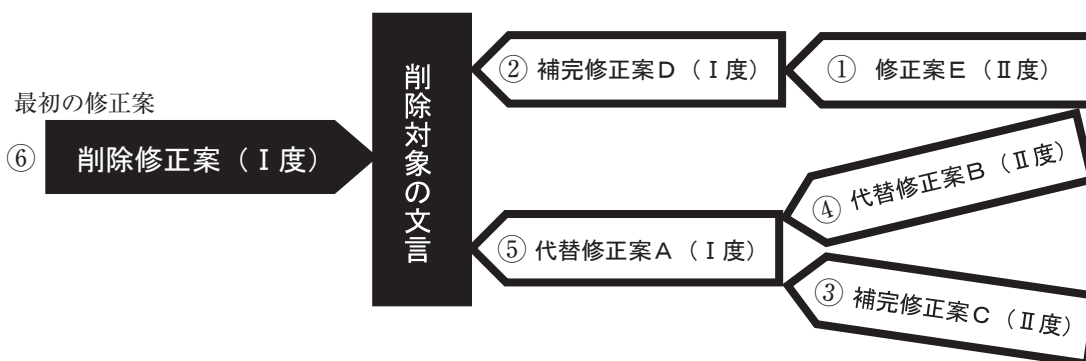
⁸⁵ *ibid.*, pp.25-26.

⁸⁶ *ibid.*, p.74.

(β) 最初の修正案が削除修正案の場合

このときは、先に述べたように、最初の修正案自体を修正することはできない。しかし、最初の修正案が削除しようとする原案の文言に対して、補完修正案と代替修正案を(上記②のルールに沿って) I 度の修正案として出すことができ、そのそれぞれに対して、II 度の修正案を出すことができる。図4で示すように、最初の修正案と合わせて6件まで同時に議題とすることができる。なお、Eは代替修正案か補完修正案かを問わず、2件以上同時に提出することはできないことを示す(図5のDも同様である。)

図4 最初の修正案が削除修正案の場合の修正木図



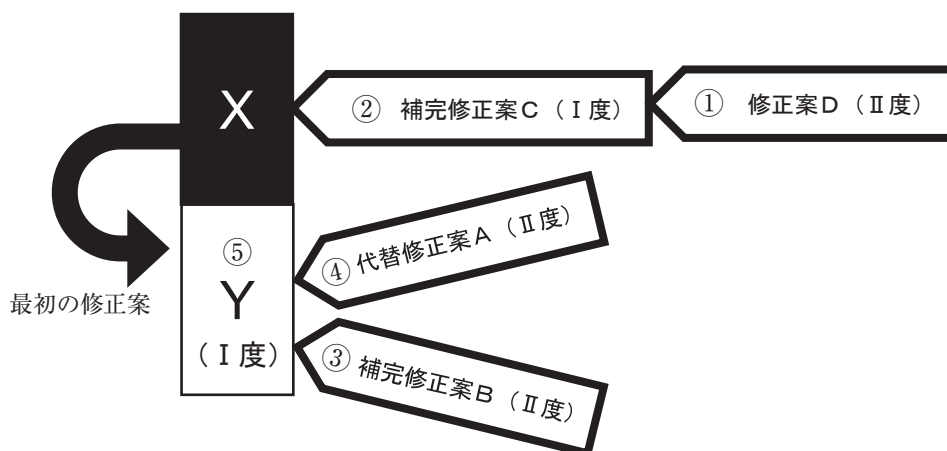
(注) A からアルファベット順に提出すれば全ての枝が埋まる。また、丸数字は採決順序を示す。

(出典) Floyd M. Riddick and Alan S. Frumin, *Riddick's Senate Procedure: Precedents and Practices*, Washington: U.S. Printing Office, 1992, p.75, CHART 2 を基に筆者作成。

(γ) 最初の修正案が代替修正案 (ANS を除く。) の場合

例えば、最初の修正案が「○ページ○行目「X」を「Y」に改める。」だったとすると、原案の文言 X に対して I 度の修正案及びこれに対する II 度の修正案を、文言 Y に対する補完修正案と代替修正案を(上記②のルールに沿って)それぞれ II 度の修正案として出すことができ、最初の修正案と合わせて5件まで同時に議題とすることができる(図5)。

図5 最初の修正案が代替修正案 (ANS を除く。) の場合の修正木図



(注) A からアルファベット順に提出すれば全ての枝が埋まる。また、丸数字は採決順序を示す。

(出典) Floyd M. Riddick and Alan S. Frumin, *Riddick's Senate Procedure: Precedents and Practices*, Washington: U.S. Printing Office, 1992, p.84, CHART 3 を基に筆者作成。

(δ) 最初の修正案が代案類似の修正案 (ANS) の場合

Ⅲ2(2)(ii)において述べるが、最大 11 件の修正案が同時に議題となる最も複雑なパターン (図 7) となる。

(3) フランス

(i) 修正の概念

(a) 修正は審議中の案文の変更を提案する憲法上の権利行使である

フランスは、憲法で、法律案に対する修正の権利を認めている国である。1958 年の第 5 共和制憲法 (以下「1958 年憲法」という。) 第 44 条は次のように定める⁽⁸⁷⁾。

第 44 条 国会議員及び政府は、修正の権利を有する。この権利は、組織法律 (loi organique)⁽⁸⁸⁾ で定める範囲内において各議院の規則に規定する条件に従って、本会議又は委員会において行使されるものとする。

- ② 本会議における審議開始後、政府は、先に委員会に提出されなかった全ての修正案の審査に反対することができる。
- ③ 政府の要求があったときは、議院は、審議中の案文 (texte) の全部又は一部について、政府が提案し、又は容認した修正案のみを取り入れて、単一の表決 (un seul vote) に付するものとする。

修正の権利は、1958 年憲法第 39 条第 1 項で首相及び国会議員の各々に法律案を発案する権利が認められていることの当然の帰結 (corollaire) であるとされる⁽⁸⁹⁾。政府⁽⁹⁰⁾は、政府提出法律案のみならず、議員提出法律案に対しても、修正の権利を行使することができる。

(b) 再修正案に関する解釈

フランスでは、既に第 4 共和制 (1946 ~ 1958 年) において、再修正案が認められていた。その頃の議会先例を集めたピエール先例集 (Nouveaux Suppléments au Traité de Droit Politique, Électoral et Parlementaire d'Eugène Pierre) には、「審議中の修正案は再修正案 (un sous-amendement) の対象となるが、再修正案は原修正案の本質的規定 (la disposition essentielle) を残存させたままにしなければならず、そうでない場合は新たな修正案となる。」との記述がある⁽⁹¹⁾。ちなみに、再々

⁽⁸⁷⁾ Constitution du 4 octobre 1958. <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/le-bloc-de-constitutionnalite/texte-integral-de-la-constitution-du-4-octobre-1958-en-vigueur>> なお、引用条文中筆者が付したアンダーラインの部分は、いわゆる簡略審議手続 (procédure d'examen simplifié. 高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1047, 2019.3.14, p.9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1>) の導入のために 2008 年の憲法改正によって挿入されたものである。詳細については、Pierre Avril et al., *Droit Parlementaire* (Précis Domat), 6e édition, Paris: LGDJ, 2021, pp.287 (317), 293 (327).

⁽⁸⁸⁾ 憲法の規定を明確化又は補充するために、国会が表決する法律をいう。レモン・ギリアン、ジャン・ヴァンサン (中村紘一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳)『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.263. (原書名: Raymond Guillien et Jean Vincent, *Lexique des termes juridiques*, 16e édition, Paris: Dalloz, 2007.)

⁽⁸⁹⁾ *Code constitutionnel et des droits fondamentaux: annoté, commenté en ligne*, 10e édition (Code Dalloz), Paris: Dalloz, 2020. 購読者用オンライン版のコメンタール。なお、旧版ではあるが、*Code constitutionnel et des droits fondamentaux 2017: annoté et commenté*, 6e édition (Code Dalloz), Paris: Dalloz, 2016, p.933 にも同様の記載がある。

⁽⁹⁰⁾ 政府の修正権は、首相だけでなく、各大臣も行使することができる。Thierry S. Renoux et Michel de Villiers, *Code Constitutionnel 2014*, 6e édition, Paris: LexisNexis, 2013, p.700.

⁽⁹¹⁾ Jean Lyon, *Nouveaux Suppléments au Traité de Droit Politique, Électoral et Parlementaire d'Eugène Pierre*, Tome 2, Paris: La Documentation Française, 1990, p.432.

修正案（アメリカの用法ではⅢ度の修正案）については、「それはしばしば議事妨害の目的で使われてきた。しかしながら、議論の成り行きでそれが正当化されるときは、禁じられるわけではない。」としていた⁽⁹²⁾。

第5共和制（1958年～現在）の下でも、憲法院は、上院規則の改正案に係る合憲性審査⁽⁹³⁾において、「再修正の権利は、1958年憲法第44条第1項により国会議員及び政府に認められた修正の権利と切り離せない（indissociable）ものである。」と判断している⁽⁹⁴⁾。

（ii）再修正案の取扱い

（a）下院

下院規則⁽⁹⁵⁾第86条第5項によると、議員は、委員会に属していようがいまいが、当該委員会に付託された法律案に対して修正案を提出することができる。また、同規則第98条第5項によると、本会議においては、修正案は、単一の条（un seul article）のみを対象とすることができる。また同項は、再修正案は原修正案の趣旨に反してはならず⁽⁹⁶⁾、再修正案を修正することはできないと定める。

（b）上院

上院規則⁽⁹⁷⁾第44条の2（Article 44 bis）第1項は、「政府及び上院議員は、上院で審議中の案文に対して修正案及び再修正案を提出する権利を有する。」と明記する。また、同条第4項第2文では、「…（前略）…再修正案は、それが原修正案の趣旨と反している場合には、受理されない。」と規定する。

（4）ドイツ

ドイツの連邦レベルの立法機関において、上院とされる連邦参議院（Bundesrat）は本稿の主題である修正案を取り扱わない⁽⁹⁸⁾ため、以下ではもっぱら下院たる連邦議会（Bundestag）について述べることにする。

（i）修正の概念—修正の動議は他の議案に対する従属議案である—

連邦議会の議事規則⁽⁹⁹⁾第75条は、議案をア）独立議案（selbständige Vorlagen）とイ）従属議案（unselbständige Vorlagen）に分ける。そして、議題（Verhandlungsgegenstand）として本会議の議事日程に記載することができるア）の独立議案の冒頭に法律案（Gesetzesentwürfe）を掲げる一方で、議題に対する議案であるイ）の従属議案の1つに修正の動議（Änderungsanträge）

⁹² *ibid.* ただし、(ii)で述べるように、現在では両院において再々修正案は認められていない。

⁹³ 1958年憲法第61条第1項の規定により、国会の議院規則は、その施行前に憲法院に付議され、憲法院はその合憲性につき裁定することとされている。

⁹⁴ Cons. const., 17 Mai 1973, déc. n° 73-49 DC.

⁹⁵ Règlement de l'Assemblée Nationale, 2021.9. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/divers/texte_reference/02_reglement_assemblee_nationale.pdf>

⁹⁶ この点に関し、憲法院は1973年の判決で次のように判示している。「原修正案の趣旨に反する再修正案を提出することは、実のところ、原修正案を好ましくない立場（position défavorable）に置くものと実際上変わらないわけで、単に原修正案を採択させないようにするものであり、その撤回をもくろむものであって、…（中略）…修正権の真の行使とは判断され得ない。修正権は一院で審議中の文書の変更を提案する権利のほかならず、手続の濫用によってそれを破棄する権利ではない。」Cons. const., 17 Mai 1973, déc. n° 73-49 DC.

⁹⁷ Règlement du Sénat, 2021.11.1. <<https://www.senat.fr/reglement/reglement.pdf>>

⁹⁸ 小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1055, 2019.5.16, p.10. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1>

⁹⁹ Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages, 2021.10.21. <https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/rechtsgrundlagen/go_btg>

を含めている。さらに、修正の動議は、同じく従属議案とされている委員会の議決勧告 (Beschlussempfehlungen der Ausschüsse) に対する追加、削除又は変更を含むとされている⁽¹⁰⁰⁾と
ころから、広く他の議案に対して提出可能であると解される。

(ii) 再修正案の取扱い

連邦議会で法律案に対する修正案を提出することができる機会は、委員会⁽¹⁰¹⁾並びに本会議
の第2読会及び第3読会⁽¹⁰²⁾である。ところが、議事規則中に再修正案に関する記述は見当た
らない⁽¹⁰³⁾ことに加え、議事規則コンメンタールには次のような記述が見られる⁽¹⁰⁴⁾。

第2読会における表決の基礎は委員会の議決勧告であるから、修正案に対する修正の動議
は概念的に排除される。いわゆる修正案に対する修正案とは、競合する修正動議
(konkurrierende Änderungsanträge) 又はその修正案に係る追加若しくは補足動議 (Zusatz-
bzw. Ergänzungsanträge zu den Änderungsanträgen) ということになる。

この記述に対しては、「今日でも再修正案を提出することは可能である」と主張する者もあ
る⁽¹⁰⁵⁾が、この論者は同時に、再修正案や補足動議など「修正案に対する付従的な動議は、多
くの選挙期にわたり連邦議会において先例上の役割を果たしていない」とする。

3 小括

ここまで見てきたように、再修正案を認めるか否かについては主要各国により多彩な法規及
び先例が形成されており、その基礎には修正の概念、とりわけ修正対象をどう考えるかがポイ
ントとなることが分かった。すなわち、修正対象を、議長の議題宣告まで含めて別の動議とす
るイギリスを始め、審議中の案文とするフランス、端的に法律案、決議案又は他の修正案とす
るアメリカは、いずれも再修正案を認め、これに関するルールを整備し、先例を蓄積している。
一方、ドイツの連邦議会においては、再修正案に関するルールも先例もなく、再修正案の提出
の可否について学説上争いが見られる。

これに加えて、前節における調査の結果、本稿の出発点である一の法律案に対し複数の修正
案が提出されるケースというのは、立法過程において逐条審査を行う段階が整備されている主
要国⁽¹⁰⁶⁾ではむしろ日常的であるということも判明した。そのような国では、修正しようとする
部分1箇所又は審議対象1箇条につき1件の修正案を作成することになるからである。

⁽¹⁰⁰⁾ Heinrich G. Ritzel und Joseph Bückler, *Handbuch für die parlamentarische Praxis: mit Kommentar zur Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages*, Neuwied: Luchterhand, Stand: Dezember 2020, (Geschäftsordnung-Bundestag Kommentar) § 82, p.1.

⁽¹⁰¹⁾ 委員でない議員も、委員会に付託されている法律案に対する修正案を提出することができ、当該委員会に出席して意見を述べることができる (Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages, § 71 Abs. 2)。

⁽¹⁰²⁾ *ibid.*, §§ 82, 85.

⁽¹⁰³⁾ テクレンブルクはその論文で再修正案を“Unteramendment”や“Unterabänderungsanträge”などと表現している (Tecklenburg, *op.cit.*(53), pp.77, 83) が、そのような語でドイツ連邦議会ウェブサイトを検索してもヒットしなかった。

⁽¹⁰⁴⁾ Ritzel und Bückler, *op.cit.*(100), § 82, p.3. なお、引用文中のアンダーラインは、筆者が付したものである。

⁽¹⁰⁵⁾ Rudolf Kabel, “Die Behandlung der Anträge im Bundestag: Rechte, Formen und Verfahren,” Hans-Peter Schneider und Wolfgang Zeh, *Parlamentsrecht und Parlamentspraxis in der Bundesrepublik Deutschland: Ein Handbuch*, Berlin: Walter de Gruyter, 1989, p.904.

⁽¹⁰⁶⁾ イギリスにおいては委員会段階及び本会議の報告段階 (濱野 前掲注52, pp.9, 10)、アメリカにおいては委員会若しくは小委員会又は全院委員会 (高澤 前掲注73, pp.7, 8)、フランスにおいては委員会及び本会議 (同 前掲注87, pp.8, 9)、ドイツにおいては委員会及び本会議の第2読会 (小林 前掲注98, p.9)。

ところで、これまでの説明に関し、「再修正案などという複雑なものを考えなくても、原修正案の内容を全て取り込んで、それに再修正を施したものを原案に対する新たな修正案として、並列関係（図1①参照）にすれば足りるのではないか。」との指摘が出るかもしれない⁽¹⁰⁷⁾。これは至極真っ当な指摘であり、実際我が国にもそうした事例はある。しかし、この場合にはある修正案（原修正案）と新たな修正案との間に「共通部分」ができることとなる。実は、この共通部分を、修正案に係る採決の場面でどう扱うかによって、論理的には再修正案を採決したのと同じ結果が得られる場合がある。このことを含めて、今度は複数の修正案が「採決」される場合の論点を、章を改めて考察することとしたい。

Ⅲ 複数の修正案をどういう順序で採決するべきか

1 我が国における複数の修正案の採決順序

(1) 各議院規則の規定とその趣旨

我が国の議院規則は、本会議における複数の修正案の採決順序に関し、①議員提出の修正案を委員会の修正案より先に採決する（衆議院規則第144条、参議院規則第129条）、②同一の議題について議員から数個の修正案が提出された場合は、議長が採決の順序を定め、その順序は原案に最も遠いものから先に採決する（衆議院規則第145条、参議院規則第130条）、③全ての修正案が否決されたときは原案について採決する（衆議院規則第146条、参議院規則第131条）、と定めている。一方、委員会修正案の採決順序に関しては明文の規定はないが、先例では、②及び③に準じている⁽¹⁰⁸⁾。

ところで、③は全ての修正案が否決された場合のことしか述べていないが、それでは可決された修正案があった場合はどうなるか。これについては先例により、ア) 当該可決された修正案が一部修正案の場合は、その修正部分を除いて原案について採決する、イ) 当該可決された修正案が全部修正案の場合は、改めて原案について採決はしない、とされている⁽¹⁰⁹⁾。それにもまして重要なことは、③が「修正案は原案より先に採決する」という普遍的なルールを前提にしていることである⁽¹¹⁰⁾。

次に、②の趣旨については、a) 「提出された案はできるだけすべてに採決の機会を与えなければならない、可決される可能性が一般的に低いもの（つまり、原案に遠いもの）から諮る方が、この原則を守ることに繋がりやすいからである。」とする考え方⁽¹¹¹⁾や、b) 「原案から最も遠い修正案が否決された場合、それに賛成した者が次善の策として次の修正案に賛成することを選択できる途を残すためである。」という考え方⁽¹¹²⁾がある。なお、複数の修正案の遠近の認定について、帝国議会衆議院事務局は、「規則ニハ原案ニ最モ遠キモノヨリ先ニスベシアルガ其

(107) これがドイツでいう「競合修正案 (konkurrierende Änderungsanträge)」である。Kabel, *op.cit.*(106), p.904.

(108) 衆議院事務局 前掲注(7), pp.130, 131; 参議院事務局 前掲注(7), p.154.

(109) 衆議院事務局 同上, p.135; 参議院事務局 同上, p.157.

(110) このルールについて、鈴木は「原案に附随して議題となり、原案の採決に附随して採決されなければそれ自身独立しては意味をなさぬものである」という「修正動議の性質から見れば、寧ろ当然のことを規定したものに過ぎない」とし（鈴木 前掲注(31), pp.207, 218）、テクレンブルクは「修正案の不完全な体裁 (unvollständige Fassung der Amendements) から自ずともたらされる」ものだと説明する（Tecklenburg, *op.cit.*(53), p.76）。

(111) 向大野新治『衆議院—そのシステムとメカニズム—』（シリーズ〈制度のメカニズム〉2）東信堂，2002，p.98。
なお、松澤 前掲注(40), p.522 も同旨である。

(112) 原度『議会法概論 3訂版』政文堂，2005，p.316.

ノ遠近ノ認定ハ一ニ議長ノ決定ニ依ル。」とし⁽¹¹³⁾、議長の判断に委ねる旨を明らかにしている。

(2) 複数の修正案中に共通部分がある場合の処理

(i) 共通部分がある場合の取扱いに関する第1回国会の事例

さて、複数の修正案の採決順序については、議院規則の明文に記されていない取扱いがなされてきたケースがある。それが、複数の修正案中に共通部分がある場合である。これを取り上げた初の事例⁽¹¹⁴⁾を挙げて説明しよう。

第1回国会の昭和22年10月27日、衆議院司法委員会において、審査中の「民法の一部を改正する法律案」(第1回国会閣法第17号)について質疑を終局し討論に入ったところ4件の修正案が提出され、うち日本社会党安田幹太委員の修正案(以下「a」という。)及び同党榊原千代委員の修正案(以下「b」という。)に共通の部分があった。具体的には、bは、aを基に独自の修正部分(以下「b'」という。)を加えたものであった。

討論終局の後採決に入り、松永義雄委員長(当時)は、「安田幹太君提案の修正案は、榊原千代君提案の修正案の中にも同じように含まれておりますので、すなわちまず安田幹太君提案の修正案について採決し、次に榊原千代君提案の修正案の中、…(中略)…共通ならざる部分について採決いたします。」と宣告し、まずaについて採決し(否決)、続いてb'について採決した(否決)。この事例のaが、ここでいう「共通部分」である⁽¹¹⁵⁾。同時に、aは安田委員の修正案そのものであり、bがa及びb'から構成されることから、b'は、形式さえ整えればaを原修正案とする再修正案となることが分かる⁽¹¹⁶⁾。

一般に、図6①で修正案Aとの共通部分を有する修正案Bが可決された結果と、②で再修正案B'及び原修正案Aが順次可決された結果は同じである⁽¹¹⁷⁾。したがって、複数の修正案に共通部分があるということは、形式さえ整えば、原修正案と再修正案に再構成することが可能ということになる。

更に注意すべきは、同じく図6①における修正案Aと修正案Bを比較すると、一般に修正項目が多い後者の方が原案から遠いと考えられるところ、上記の事例では修正案Aが先に採決され、かつ、修正案Bの採決に当たっては、Aとの共通部分が除かれている点である⁽¹¹⁸⁾。

(113) 昭和17年4月帝国議会衆議院事務局編 前掲注(17), p.200.

(114) 第1回国会衆議院司法委員会議録第50号 昭和22年10月27日 pp.420, 437. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/100104390X05019471027>>

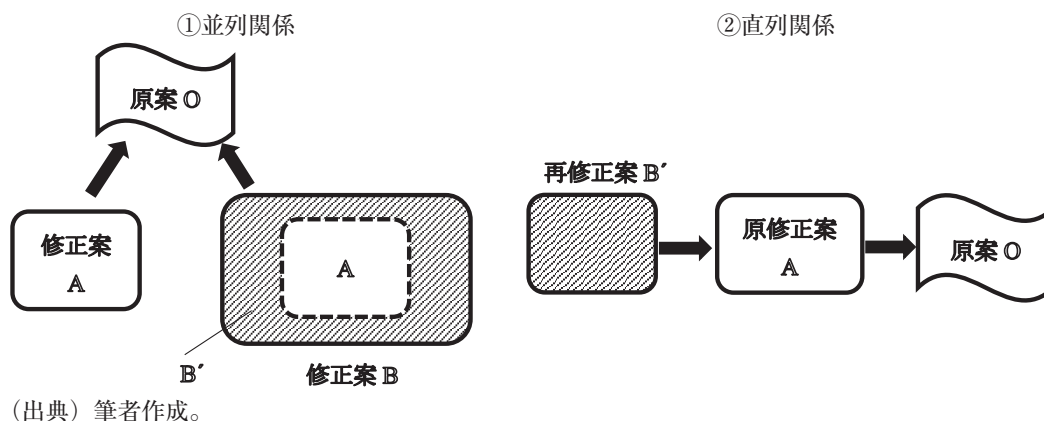
(115) 参議院における「共通部分」に関する分かりやすい初期の事例として、第2回国会参議院財政及び金融委員会議録第29号 昭和23年5月31日 pp.13-15. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/100214365X02919480531>> のケースがある。「政府職員の新給与実施に関する法律案」(第2回国会閣法第65号、衆議院送付)に対し、無所属懇談会の栗山良夫委員が討論中に修正案を提出したところ、後に討論に立った日本共産党の中西功委員が、「栗山委員から出されました修正案に対しまして、私達は全面的に賛成しますと共に、尚我々党といたしましては、もう少し修正したい。」と述べて、修正案の提案理由を説明した。このケースでも、2つの修正案の共通部分が一方の修正案(栗山委員提出)そのものであるため、他方の修正案(中西委員提出)中共通でない部分が実質的には再修正案であると言ってよい。その後の採決で黒田英雄委員長(当時)はまず栗山委員提出の修正案を採決に付し(否決)、続いて栗山委員提出の修正案との共通部分を除く中西委員提出の修正案を採決した(否決)。

(116) 仮に再修正案の形式が整ったとすれば、今度はその再修正案B'をAより先に採決しなければならない。なぜなら本文の事例のように、原修正案を先に採決して否決されれば、再修正案はその対象を失い採決の機会がなくなるからである。テクレンブルクは「修正案は原案より先に採決する」というルールとともに、「再修正案は原修正案より先に採決する」というルールも提唱している。Tecklenburg, *op.cit.*(53), p.77.

(117) 言い換えれば、図6①の修正案Bは、修正案Aに②の再修正案B'を溶け込ませた上で提出したものといえる。

(118) この点に関し、一事不再議の原則との関係を論じるものとして、橘幸信「「一事不再議の原則」考—議事手続におけるルールと原理—」『千葉大学法学論集』14巻2号, 1999.10, pp.139-143がある。

図6 2つの修正案の共通部分と再修正案に係る原修正案との関係



(ii) 共通部分がある場合の先例と最近の動向

(i) で取り上げた事例以降、複数の修正案に共通部分がある場合に当該共通部分とそれ以外の部分に分けて処理する仕方は、両院の先例へと積み上がっていった⁽¹¹⁹⁾。ただし、「共通事項があっても、各修正案全体の趣旨目的等にかんがみ別個のものとして各案ごとに採決した事例は少なくない。」⁽¹²⁰⁾、「数個の修正案に共通の部分がある場合の採決は、案ごとにこれを行った例が多い」⁽¹²¹⁾との記述もある。事実、第85回国会における衆議院内閣委員会（昭和53年10月16日）及び参議院内閣委員会（同月19日）の事例を最後に、複数の修正案中共通部分とそれ以外に分けて採決することはなくなっている。その理由については、「共通部分の認定は容易でないため」と指摘されているところである⁽¹²²⁾。

(3) 問題の所在

以上眺めてきたように、複数の修正案の採決順序を定めるに当たっては、修正案と原案との関係及び他の修正案との関係について検討する必要がある。実は、(2)(ii)の共通部分の認定と同様、(1)②の複数の修正案の遠近の認定も容易ではないとの指摘がある。その論者によれば、「修正案によっては、内容が多岐にわたり、どれが遠いか一見して明確ではない場合もあり、こうした場合は、少数会派の提出した修正案から諮ることが例である」という⁽¹²³⁾。

いずれにせよ、複数の修正案の採決順序を定める際には、大きく分けて、ア) 修正案の内容に基づいて判断しようとする考え方と、イ) 修正案の内容には踏み込まず外形的な要素で判断しようとする考え方がある。それでは、この点につき主要国はどのような取扱いをしているのか、再び海外に目を転じることとしよう。

⁽¹¹⁹⁾ 「数個の修正案中共通事項があるときは、その共通の部分から又は共通でない部分から採決する。」衆議院事務局 前掲注(7), p.131; 「数個の修正案に共通の部分がある場合の採決の方法に関する例」参議院事務局 前掲注(7), p.155.

⁽¹²⁰⁾ 衆議院事務局 同上, p.132.

⁽¹²¹⁾ 参議院事務局 前掲注(7), p.155.

⁽¹²²⁾ 橋 前掲注(118), p.140.

⁽¹²³⁾ 向大野 前掲注(111), p.98.

2 主要国における複数の修正案の採決順序の定め方

(1) イギリス

(i) 下院

イギリス下院では、会議の主宰者（本会議にあっては議長、全院委員会にあっては歳入委員長その他の副議長⁽¹²⁴⁾、委員会にあっては委員長）が、議題として取り上げる修正案を選択し、その採決順序を定める権限を有する⁽¹²⁵⁾。複数の修正案は、修正対象によってグループ化され、セレクション・リストに掲載される⁽¹²⁶⁾。修正案の審議は、グループごとに行われる⁽¹²⁷⁾。

委員会段階にあっては委員長が修正案を選択するが、原案との関連性がないなど議事規則違反のものを除けば、よほど微々たる修正か、同じ部分の言換えの1つでない限り、「まさしく寛大に (fairly generous)」選択されるという⁽¹²⁸⁾。また、グループ化に際しては、①同一部分に関する代替案をまとめる、②相互依存している修正案をまとめる、③テーマ別にまとめる、という方法があるという⁽¹²⁹⁾。

(ii) 上院

一方、上院では、下院と異なり、議事規則に違反するものを除いて、提出された全ての修正案が審議にかけられる⁽¹³⁰⁾。グループ化は修正案提出議員と与党院内幹事室 (Government Whips' Office) との間の合意で行われるが、非公式なもので拘束力はない⁽¹³¹⁾。

複数の修正案の採決順序については、それらの修正案の形式に着目して、整列規則 (Rules of marshalling) により細かく定まっている⁽¹³²⁾。例えば、①前文及び題名の修正は、法案審議の最後に、この順序で採決される、②ある文言を削除する修正案は、当該文言を削除し、及び他の文言を挿入する修正案よりも先に採決される、③文言を削除する修正案は、削除対象の文言の範囲が短いものから長いものへと順に採決される、④ある条に対する修正案は、当該条の全部を削除し、又は代替する修正案よりも先に採決される、⑤再修正案は、原修正案が初めて議題になった直後に審議され、原修正案よりも先に採決される、などである。

(2) アメリカ

(i) 下院

下院本会議において II 2(2)(ii)(b) で述べたように同時に4件まで提出できる修正案について、デシュラー先例集 (Deschler's Precedents of the United States House of Representatives) は、以下のような「明確な順序 (a definite sequence)」で採決されるとする⁽¹³³⁾。

(124) 副議長は、歳入委員長並びに第1及び第2歳入委員長代理の3人で構成される。濱野 前掲注52, p.5 (表2)。

(125) 本会議及び全院委員会につき、下院議事規則第32条第1項及び第2項 <https://publications.parliament.uk/pa/cm/201919/cmstords/341/so_341_051119_web.pdf>、委員会につき、Natzler et al., eds., *op.cit.*(49), para.39.27. <<https://erskinemay.parliament.uk/section/6065/selection%20of%20amendments/>>

(126) Natzler et al., eds., *ibid.*

(127) Rogers et al., *op.cit.*(65), p.199.

(128) *ibid.*

(129) *ibid.*, pp.199-201.

(130) House of Lords, *op.cit.*(66), p.116 (8.65).

(131) *ibid.*, p.117 (8.70).

(132) *ibid.*, pp.113-115 (8.59).

(133) Lewis Deschler, *Deschler's Precedents of the United States House of Representatives*, Volume 9, Chapter 27, U.S. Government Publishing Office, 1994, p.7055 (§ 23). <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GPO-HPREC-DESCHLERS-V9/pdf/GPO-HPREC-DESCHLERS-V9.pdf>>

- ① 原修正案が補完されるまで、当該原修正案に対する修正案を順次採決する。
- ② 次に、代替修正案が補完されるまで、当該代替修正案に対する修正案を順次採決する。
- ③ 次に、代替修正案を採決する。
- ④ 最後に、原修正案を採決する。もし、③において代替修正案が可決されたならば、採決は、代替修正案によって修正された原修正案について行う⁽¹³⁴⁾。

これらを図2に当てはめると、採決順序は、① B、② D、③ C、④ Aとなる。

なお、ANS（代案類似の修正案）についての主な下院先例として、次のようなものがある。ア）ANSは審議中の原案の一部に係る修正案が出される前に提案してもよいが、それらの修正案が処理される前に採決してはならない。イ）ANSも原案同様、その採決前に修正案によって補完してよい。ウ）ANSが可決された場合にはそれによる修正後の原案について採決が行われ、更なる修正は認められない⁽¹³⁵⁾。

(ii) 上院

上院本会議においては、II 2(2)(iii)(b)で述べたように最初の修正案の形式によって同時に提出できる修正案の数を3から11に制限しているが、これらの修正案の採決順序については以下の原則がある⁽¹³⁶⁾。

- ① II度の修正案をI度の修正案より先に採決する。
- ② 補完修正案を代替修正案より先に採決する。
- ③ 削除される文言に係る修正案を補完修正案及び補完修正案に係る修正案より先に採決する。

II 2(2)(iii)(b)で説明した(α)、(β)及び(γ)の3つの場合にこれらの原則を当てはめれば、(α)最初の修正案が補完修正案（削除修正案を除く。）の場合には①及び②が適用され、採決順序は、図3に示したようにまず補完修正案C（II度）、次に代替修正案B（II度）、最後に最初の修正案A（I度）となる。次に(β)最初の修正案が削除修正案の場合も同じく①及び②が適用され、図4に示したようにまずE（II度）、次にD（I度補完）が採決され、その後C（II度補完）、B（II度代替）、A（I度代替）、最後に最初の修正案（I度）となる。一方、(γ)最初の修正案が代替修正案（ANSを除く。）の場合は③が①及び②に優先して適用され、図5に示したようにまずXに係るD（II度）及びC（I度）がこの順に採決され、次に最初の修正案に係るB（II度補完）及びA（II度代替）がこの順に採決され、最後に最初の修正案（I度）となる。

ここで、II 2(2)(iii)(b)の(δ)最初の修正案がANSの場合について説明する。この場合の修正木図が図7である。この図では、ANSに対する修正案Cが削除修正案であるか否かによって場合分けがされ⁽¹³⁷⁾、ア）Cが削除修正案である場合（ケース1）にはANSと合わせて最大11件、イ）それ以外の補完修正案である場合（ケース2）だと同じく最大7件の修正案を同時に議題とすることができる。注意すべきは、ANSに対する修正案が全てI度の修正案とされている点である。

ところで図7における修正案の採決順序であるが、この場合には上記①～③に加えて、④原

(134) 代替修正案により修正された原修正案が否決された場合、代替修正案に係る文言は破棄され、原修正案は更なる修正に向けて開かれた状態（open to further amendment）になるとした先例がある。ibid., p.7100 (§ 25.1).

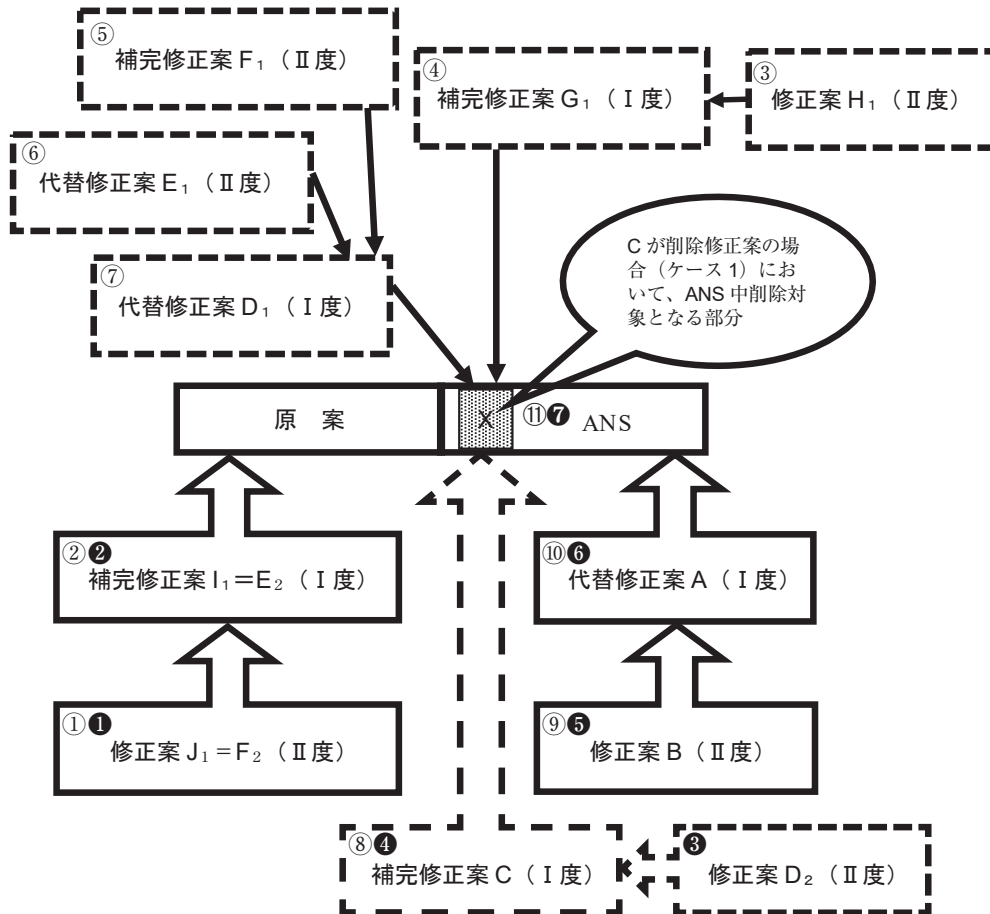
(135) Smith, *op.cit.*(69), p.742.

(136) Oleszek et al., *op.cit.*(67), pp.293-295; Riddick and Frumin, *op.cit.*(68), pp.25-26.

(137) なぜCが分岐点になるかという点、仮に補完修正案（削除修正案を含む。）たるCがANSに対する最初の修正案だった場合、II 2(2)(iii)(b)②の補完修正案優先ルールによりA及びBが提出できなくなるためである。つまり、提出可能な修正案の数を最大にするために、Cを分岐点としているのである。

案に係る修正案を ANS に係る修正案よりも先に採決する、という原則が加わる。よって、ケース 1 では、 J_1 、 I_1 、 H_1 、 G_1 、 F_1 、 E_1 、 D_1 、 C 、 B 、 A と進み、次いで ANS、最後に原案が採決される。またケース 2 では、 F_2 、 E_2 、 D_2 、 C 、 B 、 A と進み、次いで ANS、最後に原案が採決されることとなる⁽¹³⁸⁾。

図 7 最初の修正案が ANS の場合の修正木図



(注 1) A からアルファベット順に提出すれば全ての枝が埋まる。ただし、D 以降については、C が削除修正案である場合 (ケース 1) においては修正案 $D_1 \sim J_1$ (添え字が 1 であるもの)、それ以外の場合 (ケース 2) においては修正案 D_2 、 E_2 及び F_2 (添え字が 2 であるもの) となる。

(注 2) 丸数字①～⑪はケース 1 における採決順序を、白抜き丸数字①～⑦はケース 2 における採決順序を示す。

(出典) Floyd M. Riddick and Alan S. Frumin, *Riddick's Senate Procedure: Precedents and Practices*, Washington: U.S. Printing Office, 1992, p.89, CHART 4 を基に筆者作成。

(138) 要するに、アルファベットの逆順に採決するのである。これは図 7 に限ったことではなく、上院に係る他の修正木を示した図 3、図 4 及び図 5 でも同様である。ただし、II 2(2)(iii)(b) ②で述べたように、修正案提出の先後によっては修正木の全ての枝が埋まらない場合が生じ、そのときには空いたところを飛ばして採決する。ちなみに、第 116 議会上院本会議における 2020 年度国防権限法 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020) の審議中、当時の多数党である共和党のミッチ・マコネル (Mitch McConnell) 院内総務は、少数党からの修正案提出による議事妨害 (フィリバスター。議員の発言時間を原則制限しないという上院先例を利用した長時間演説) をさせまいと、優先発言権 (right of first recognition) を利用し、自ら形式的修正案を連発して図 7 (ケース 2) の修正木の枝を埋めたことがある。James Wallner, "How McConnell blocked amendments on the defense bill," July 8, 2019. LegBranch.org website <<https://www.legbranch.org/how-mcconnell-blocked-amendments-on-the-defense-bill/>> なお、多数党院内総務が有する優先発言権については、"About Parties and Leadership / Majority and Minority Leaders." United States Senate website <<https://www.senate.gov/about/origins-foundations/parties-leadership/majority-minority-leaders.htm>>

(3) フランス

(i) 基本原則

上下各院の議事規則は、本会議での法律案の逐条審査における修正案の審議について、まずは次の3つの基本原則を定めている⁽¹³⁹⁾。①各条文とそれに対する修正案の審議を連続して行うこと⁽¹⁴⁰⁾。②主問題 (le question principal) は常に附随的問題 (le question accessoire) より前に提示され、討議されること。③附随的問題は主問題の前に採決されること⁽¹⁴¹⁾。

したがって、具体的には原案のある条文が最初に審議され、次にこれに対する修正案が、次にこれら修正案に対する修正案 (再修正案) が審議される。採決に入ると、まず再修正案、続いて修正案、最後に原案の条文という順序で処理されていくことになる⁽¹⁴²⁾。

(ii) 競合する複数の修正案の採決順序

競合する修正案 (des amendements en concurrence) について、上下各院の議事規則は、次のように定めている⁽¹⁴³⁾。

修正案が競合する場合には、それらは次の順序で付議される。削除修正案に引き続き他の修正案中原案から最も離れているもの (ceux qui s'écartent le plus du texte proposé) を先にし、これに反対するもの、これに文言を挿入し、又は追加するものの順による。

元上院事務局国際部長のブルノ・ボフュメ (Bruno Baufumé) は、この規定の趣旨につき、「修正案の分類による順位付けは、重大性の高いものから順に行うという原則 (un principe de gravité décroissante destiné) に基づいている。これは、両院が急進的な変更について最初に決着を付け、その後、最も軽微な訂正に向かって徐々に移行できるようにするためである。」と述べている⁽¹⁴⁴⁾。また、かつては複数の修正案の原案との距離について実用上の困難もあったが⁽¹⁴⁵⁾、今日では議長が定めた採決順序に議員から異議を唱えることは非常にまれであるとも指摘している⁽¹⁴⁶⁾。

⁽¹³⁹⁾ Bruno Baufumé, *Le Droit d'Amendement et la Constitution sous la Cinquième République*, Paris: Librairie Général de Droit et de Jurisprudence, 1993, p.317.

⁽¹⁴⁰⁾ Règlement de l'Assemblée Nationale, art. 95, al. 1 et 3; Règlement du Sénat, art. 42, al. 9. ただし、例外として、ア) 政府の求めにより一括表決 (vote bloqué. 憲法第44条第3項 (II 2(3)(i)(a) 参照)) が行われるとき、イ) 修正案又は原案の審議が保留されたとき、ウ) 修正案により条文が追加される場合で、当該修正案に関する議論が原案に関する議論と同等になるとき、などがある。Baufumé, *ibid.*

⁽¹⁴¹⁾ ②と③を合わせる形で、Règlement de l'Assemblée Nationale, art. 100, al. 1; Règlement du Sénat, art. 46 bis, al. 1.

⁽¹⁴²⁾ Baufumé, *op.cit.*(139), p.317.

⁽¹⁴³⁾ Règlement de l'Assemblée Nationale, art. 100, al. 4; Règlement du Sénat, art. 46 bis, al. 2.

⁽¹⁴⁴⁾ Baufumé, *op.cit.*(139), pp.319-320.

⁽¹⁴⁵⁾ 1974年10月17日の下院本会議で、憲法第61条第2項改正案 (上院送付案) が議題となった。法律の合憲性審査を憲法院に付議することができる国会議員の人数について、「各議院の総議員の5分の1 (当時の定数に当てはめると下院98人、上院77人) 以上」とする原案に対し、「国会議員の総数の10分の1以上」とする委員会修正案と「60人の下院議員若しくは60人の上院議員」とする議員修正案が提出され、どちらを先に採決するかで紛糾した。休憩の後、再開した本会議で議長は議員修正案の方が原案に遠いと裁定し、議員修正案を先に採決した。その結果、議員修正案が可決され、委員会修正案は議決不要となった。Assemblée Nationale, *compte rendu intégral*, 17 octobre 1974, pp.5159-5161. <<https://archives.assemblee-nationale.fr/5/cri/1974-1975-ordinaire1/014.pdf>>

⁽¹⁴⁶⁾ Baufumé, *op.cit.*(139), p.320.

(4) ドイツ

連邦議会の議事規則には、複数の修正案の採決順序に関する明文の規定が存在しない。しかし、古い議会からの慣習⁽¹⁴⁷⁾に従い、「最も遠隔にある動議 (der weitestgehende Antrag)」、すなわち原案から最も遠い動議から先に採決される⁽¹⁴⁸⁾。その理由として、議事規則コンメンタールは、19世紀半ばの書物から次のような説明を引用している⁽¹⁴⁹⁾。

共通の基礎から最も離れたものは、採用される見込みが最も低い。よって、それにもかかわらず過半数の支持を集めるだけの力を持っているかが試されなければならない。最も大胆な手だからこそ、最初に検証されなければならないのだ。もし、その案が少数にとどまるならば、彼らの最善策が成立し得ないことを悟った者は、自分たちの持つ票で、次善策への支持を増やす気になるか、そうする義務を感じるであろう。いずれにせよ、少数派に自分たちが少数派であることをきちんと納得させるために、最も見込みがない動議を先にしなければならない⁽¹⁵⁰⁾。

複数の修正案のうち原案から最も遠いものから採決する理由を述べたものとして、かなり古いものに属するこの説明は、1(1)の a) できる限り多くの修正案に対する採決機会の確保及び b) 少数派が次善策に賛成する可能性の確保の両方の要素を含んでいるように見受けられる。

3 小括

ここまで眺めてきた限りでは、複数の修正案の採決順序については、その内容に関する分類を基に細かく定めるイギリス及びアメリカと、我が国と同じく原案に遠いものから採決するというフランス及びドイツの2つに大きく分けられる⁽¹⁵¹⁾。なお、再修正案を認めている国（イギリス、アメリカ及びフランス）では、いずれも再修正案を原修正案よりも先に採決する点で共通していた。

ここで、本稿冒頭で触れた第204回国会の令和3年4月2日、衆議院内閣委員会における「デジタル社会形成基本法案」に対する3件の修正案の採決順序を見てみよう。試みに、各修正案

⁽¹⁴⁷⁾ テクレンブルクによると、利息、刑期など数や期間が空白となっている法案の空白部分を埋める複数の修正案について「誰もが否定できず、賛同票を投じた場合に他の案を圧倒するほど誰もが望むような極値から採決を始めるのではなく、わずかの者しか賛同しない方の極値から採決を始め、かろうじて過半数を得る値まで増減していくべきだ (Smith, *op.cit.*(69), pp.246-247. (§ 455))」とするジェファースン・マニュアルが1814年にフランス語に翻訳され、やがてその趣旨が19世紀のフランス議会の議事手続に取り入れられ、それがベルギーを通じてプロイセン議会に、さらにプロイセンから北ドイツ連邦の議会に取り入れられたという経緯がある。Tecklenburg, *op.cit.*(53), pp.81-82. ちなみに、ジェファースン・マニュアルの注釈によると、下院で数字の空白を埋める事例は極めてまれだという。Smith, *ibid.*, p.247.

⁽¹⁴⁸⁾ Ritzel und Bückner, *op.cit.*(100), § 46, p.3.

⁽¹⁴⁹⁾ *ibid.*, Anhang zu § 46, pp.5-6.

⁽¹⁵⁰⁾ Adolf Trendelenburg, *Über die Methode bei Abstimmungen*, Berlin: Bethge, 1850, p.34.

⁽¹⁵¹⁾ 参考までに、韓国国会法第96条第1項は、複数の修正案の採決順序について以下のように規定している。National Assembly Act (Act No. 17756, 2020.12.22). Korea Legislation Research Institute website <https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=55306&lang=ENG>

「同一の議題に対し複数の修正案が提出されたときは、議長が、次に掲げる準則に従いその採決順序を定める。

1. 最後に提出された修正案を先に採決する。
2. 議員の提出した修正案を委員会の提出した修正案より先に採決する。
3. 議員の提出した修正案が複数あるときは、原案との相違が多いものを先に採決する。」

について、修正対象となった箇所及び修正案の文字数並びに修正案を提出した会派に属する委員数（委員長を除く。）の合計を表に示すと、次のようになる。

表 デジタル社会形成基本法案に対する衆議院内閣委員会における修正案

	提出会派	修正対象となった箇所	文字数	提出会派に属する委員数の合計（委員長を除く。）
①	自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党	第8条、附則第5条、附則第8条	245	36
②	自由民主党・無所属の会、公明党、日本維新の会・無所属の会	第9条	81	27
③	立憲民主党・無所属	第10条、第29条、第37条第5項	336	10

(注) 会派名及び会派に属する委員の数は、第204回国会召集日（令和3年1月18日）現在による。
 (出典) 第204回国会衆議院内閣委員会議録第1号；同第14号；第204回国会衆議院公報第2号を基に筆者作成。

表を見ると分かるとおり、3件の修正案はその修正対象とする箇所を全く異にしている。また、衆議院内閣委員会の員数は委員長を除いて39人であり、その過半数は20人である。さらによく見ると、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属及び公明党は、それぞれ2件の修正案の提出会派になっていることが分かる。

この状況下で、木原誠二委員長（当時）は、まず、③を採決し（否決）、次に①を、最後に②を採決した（いずれも可決）。複数の修正案が可決される見込みがある中で、このような採決順序とした説明は色々考えられるが、最もシンプルなのは、文字数が多い修正案ほど原案から遠いとみて、文字数の多い順に採決したというものである。この説明は、複数の修正案が可決されたもう1件の事例⁽¹⁵²⁾でも妥当するが、サンプルが少なく、あくまで仮説にとどまる。

おわりに

以上見てきたように、我が国では、修正を、審議中の議案に対しその全部又は一部の変更を求める動議であると解してきた。そして、修正案が議案であるか否かについての結論はともかくとして、他の修正案に対する修正案（再修正案）が提出された事例はなく、他の修正案を共通部分として取り込む手法が戦後の国会で多く見られるようになったことが分かった。

さらに、複数の修正案の採決順序を実際の傾向として見た場合、「原案に最も遠いものから先に採決する」というルールを修正案の内容に基づいて判断すべきであるとの考え方にに基づき、各修正案中原案から等距離にあると見られる共通部分を取り出して採決する事例も戦後ある時期までは見られたが、それ以降は、修正案提出会派所属議員（委員）の多寡が重視されていると考えられる。

これらは、本稿で取り上げた諸外国との比較で我が国の特徴ともいえる事項であるが、さら

⁽¹⁵²⁾ 第186回国会の平成26年4月23日、衆議院法務委員会における「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（第185回国会閣法第23号）に対する2件の修正案について、江崎鐵磨委員長（当時）はまず日本維新の会提出の修正案（文字数363）を採決し、次に自由民主党及び公明党提出の修正案（文字数204）を採決した（いずれも全会一致で可決）。第186回国会衆議院法務委員会議録第14号 前掲注(2), pp.20-21. ただし、この事例は、少数会派の提出した修正案から先に採決したものであると説明することもできる。

に我が国の修正案の現状をこれら諸外国と比較すると、①形式面からいえば、原案に対し逐条ごとの修正案を作るのではなく全体を通じて1件の修正案にまとめる点、そして、②手続面からいえば、議員個人ではなく会派単位で修正案が提出され、かつ、基本的に一の会派は単独で又は他の会派と共同で1件の修正案のみの提出に関与する（一本化する）点で大きく異なっているといえる⁽¹⁵³⁾。

これに対し、本稿冒頭で取り上げた「デジタル社会形成基本法案」に対する3件の修正案の場合、①形式面では、逐条とはいえないまでも、条単位に区分した修正案が複数提出された点及び②手続面では、一の会派が一の法律案に対し複数の修正案を提出した点は、事前の与野党間の修正協議⁽¹⁵⁴⁾が綿密に行われたことをうかがわせる。我が国における従来の修正案の傾向にはない要素が見受けられたこの事例が、今後の法律案に対する会派間の修正論議にどのような影響を与えるか、その動向が注目される。

(しおた ともあき)

(本稿は、筆者が政治議会調査室在籍中に執筆したものである。)

⁽¹⁵³⁾ これら2つの要因により、議員が本会議又は委員会に提出する修正案の数は、我が国の場合、本稿で取り上げた諸外国と比べて格段に少なくなる。散発的な数字になるが、イギリス下院の委員会に提出された議員提出修正案は、2000年から2012年の13年間の平均で1年当たり1,336件（Louise Thompson, *Making British Law: Committees in action*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2015, p.58）、アメリカ連邦議会の本会議及び委員会に提出された修正案は、第116議会（2019-2020年）中、下院にあっては910件、上院にあっては2,737件（“Legislation by Number.” Congress.gov website <<https://www.congress.gov/browse/116th-congress>>）であった。イギリス上院並びにフランス下院及び上院は、政府提出修正案と議員提出修正案を区別せずに集計しているため単純な比較はできないが、イギリス上院の本会議及び委員会に提出された修正案は、2017年から2019年まで3年間の平均で1年当たり1,564件（“House of Lords Public Bill Sessional Statistics for Session 2017-2019.” Parliament.uk website <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/publications-records/house-of-lords-publications/records-activities-and-membership/public-bill-statistics/hl-public-bill-stats-2017-19.pdf>>）、フランス下院の本会議及び委員会に提出された修正案は2018年中に29,544件、同上院の本会議及び委員会に提出された修正案は2017-2018会期中に15,324件（Avril et al., *op.cit.*(87), pp.299-301）である。これに対し我が国の場合、2021年中に衆参両院に議員から提出された修正案はいずれも委員会においてのもので、衆議院にあっては20件、参議院にあっては2件であった（国会会議録検索システム <<https://kokkai.ndl.go.jp/>> で「修正案」及び「提出」という語を用いた検索による。）。

⁽¹⁵⁴⁾ 「デジタル社会形成基本法案」を含むいわゆる「デジタル改革関連法案」について、採決前に衆議院内閣委員会理事会において与野党間の修正協議がなされたことを報じるものとして、「個人情報保護強化へ修正案 立憲「自治体尊重を」 デジタル法案」『朝日新聞』2021.3.20; 「デジタル庁法案 維新賛成へ 首相 きょう内閣委出席」『読売新聞』2021.3.31がある。